

令和3年陸別町議会3月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年3月9日 午前10時00分			議長	本田 学
	散会	令和3年3月9日 午後3時49分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	谷 郁 司		多胡裕司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
	副町長	早坂政志	会計管理者	（棟方勝則）		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保関寛斎診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	3	陸別町立陸別小学校における授業中の事故（損害賠償）に係る和解について
4	4	陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
5	5	陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例
6	6	陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
7	7	令和2年度陸別町一般会計補正予算（第7号）
8	8	令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
9	9	令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）
10	10	令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
11	11	令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
12	12	令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
13	13	陸別町公の施設に係る指定管理者の指定について
14	14	町道路線の廃止について
15	15	町道路線の認定について
16		令和3年度町政執行方針・令和3年度教育行政執行方針

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和3年陸別町議会3月定例会を開会します。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき、議長により許可しておりますので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 2月4日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で2件御報告いたします。

1件目は、2月4日開催の臨時会で報告いたしました、帯広市内で北海道が運営する

新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設への職員の派遣についてであります。

先般、十勝総合振興局から2月22日時点で十勝管内の新たな感染者の発生はなく、宿泊療養施設の利用者もいない状態が続いていることから、2月26日をもって市町村職員の派遣要請を終了する旨、連絡がありましたので、3月7日から予定しておりました当町職員の派遣も行わないことになりましたので御報告いたします。なお、宿泊療養施設の開設につきましては、今後も継続されます。

2件目は、表彰の伝達についてであります。

当町の飯尾代表監査委員が、このたび20年以上の長きにわたり、監査委員を務められてきたことに対しまして、北海道町村等監査委員協議会会長から表彰されました。

飯尾氏には、平成12年1月27日から本日まで21年間の長きにわたり、当町の監査委員として、財務や事業についての監査に務められてこられましたことに対して、深く感謝を申し上げるところであり、今回の表彰に当たりましては、非常に喜ばしく、心からお祝いを申し上げる次第であります。

つきましては、本日、町長室におきまして表彰状と記念品の伝達を行いましたので、御報告いたします。

飯尾氏におかれましては、今後も健康に留意され、さらなる御活躍を期待するところであります。

このほか、お手元にお配りしております事業、業務、工事等の発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 第1回臨時会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきまして、書面のとおりであります。書面の中から2件、口頭で1件報告いたします。

まず、書面の中から2件報告いたします。

1件目は、陸別小学校6年生の修学旅行についてであります。

当初日程から2度の延期をいたしました。2月4日から2日間、紋別方面で実施をいたしました。

2件目は、町民スキー場の一般開放についてであります。

当初、2月28日までの開設を予定しておりましたが、2月15日、季節外れの降雨によりまして、ゲレンデ状態の安全が維持できず、残念ながら約1週間早めの終了とさせていただきます。

次に、口頭で1件報告いたします。新型コロナウイルス感染症対策関係であります。

3月14日開催を予定しておりました第27回日産カップ陸別「歩くスキーの集い」につきましては、日産試験場側との協議の結果、新型コロナウイルス感染症のため開催が困難であるとの打診を受け、大変残念ながら昨年を引き続き中止とさせていただきます。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番谷議員、6番多胡議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については3月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和3年陸別町議会3月定例会の運営について、3月5日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、議決案件6件、条例関係13件、補正予算6会計、新年度予算7会計の合わせて32件であります。

議会関係では、一般質問3名、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月18日までの10日間とし、3月13、14、15日の3日間は休会することに決定をいたしました。

なお、3月17日から18日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。議案第7号から議案第12号までの令和2年度各会計補正予算6件と、議案第14号から議案第15号までの町道路線の廃止及び町道路線の認定についての2件と、議案第21号から議案第22号までの条例の改正2件と、議案第28号から議案第34号までの令和3年度各会計当初予算7件については提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとしました。なお、議案第14号及び議案第15号に限り一括質疑とし、ほかの議案においては従前同様、質疑、討論、採決は各会計、議案ごとに行うことにいたしますので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月18日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学寛君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第3号陸別町立陸別小学校における授業中の事故 （損害賠償）に係る和解について

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第3号陸別町立陸別小学校における授業中の事故（損害賠償）に係る和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第3号陸別町立陸別小学校における授業中の事故（損害賠償）に係る和解についてですが、陸別町立陸別小学校における授業中の事故によります損害を賠償し、和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、私から議案第3号について御説明申し上げます。

町長の提案理由の説明のとおり、本件は、陸別小学校内における授業中の事故による損害を賠償し、和解するために、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求めるものであります。

地方自治法第96条第1項は議会の議決事件でありまして、第12号の規定は「普通地方公共団体がその当事者である審査請求、そのほかの不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲介に関する事」という条文であります。今回は、この和解に該当しまして、第13号の規定で法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めることとなっております。今回、この条文により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案第3号の条文を読み上げます。

陸別町立陸別小学校における授業中の事故（損害賠償）に係る和解について。

陸別町立陸別小学校における授業中の事故による損害を次のとおり賠償し、和解するものとする。

1、事故の概要。

平成26年11月11日、午前10時5分、陸別町字陸別原野線331番地の1の陸別町立陸別小学校内実験実習室において、理科の実験中、アンモニア水をストローで吹いた際に、激しく飛び散り、その水滴が左目に入り受傷した。

2、当事者。

甲、陸別町字陸別東1条3丁目1番地。陸別町長、野尻秀隆。

乙、陸別町字陸別東2条1丁目3番地1。林将彦、林和美、林諒馬、親権者であります。

3、和解の内容。

(1) 甲は、乙に対して、既払金50万3,833円のほか、本件事故に関する一切の損害賠償金として2,208万円を支払う。なお、本件示談のほか、甲、乙間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

(2) 将来、乙に本件事件を原因とする後遺障害等級10級を超える後遺症が発生した場合は、医師の診断に基づき、別途協議するであります。

この事故により、受傷した当事者は、林諒馬君でありまして、陸別町が支払うべき損害賠償額につきましては、和解の内容にもありまして、既払金を含めて総額で2,709万3,833円となります。

本日、議決をしていただけましたならば、今後速やかに示談の手続を行いまして、成立後に当町が加入する一般社団法人全国自治協会から未払い分が直接支払われることとなります。

以上で、簡単ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます、以後、御質問

によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第3号陸別町立陸別小学校における授業中の事故（損害賠償）に係る和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第4 議案第4号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例
の一部を改正する条例**

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第4号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第4号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議会の議決すべき事件に必要な事件を加えるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは、私のほうから議案第4号について説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、議会の議決すべき事件に必要な事件を加えるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

資料ナンバー1をお開きください。新旧対照表を載せてございますが、第2条第4号に「陸別町障がい者基本計画」と「陸別町障がい児福祉計画」を追加し、第4号を「陸別町障がい者基本計画、陸別町障がい福祉計画及び陸別町障がい児福祉計画」に改めるものであります。

「陸別町障がい者基本計画」につきましては、障害者基本法第11条第3項に規定されている市町村障害者計画として策定するもの、「陸別町障がい福祉計画」につきましては、障害者総合支援法第88条に規定される市町村障害福祉計画として策定するもの、「陸別町障がい児福祉計画」につきましては、児童福祉法第33条の20に規定される市町村障害児福祉計画として策定されるものでございます。

それでは、議案集2ページをお開きください。条文につきましては、資料によりただいま説明させていただきましたので、附則を読み上げます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第4号陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第5号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第5号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正により、通知カードが廃止となることに伴いまして、また、文言の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろし

くお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第5号を説明いたします。

陸別町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。議案説明書ナンバー2の1をお開きください。新旧対照表がついています。改正点は、2点です。

1点目は、現行条例の区分13、「通知カード再交付手数料」の廃止です。法律の改正によるものです。平成27年にいわゆるマイナンバー通知カードが一斉に配布されました。5年が経過しまして、通知カードが廃止となりまして、顔写真付きのマイナンバーカードに全て統一されます。それによって、通知カードの再交付も制度としてなくなりましたので、今回削除するものであります。

2点目は、現行条例の区分16です。「印鑑登録証の交付に関する証明」ということで、印鑑登録証を出す前段で印鑑登録をしていただきますが、その際に手数料を頂いています。この表現がちょっと分かりづらいものですから、改正後の条が変わりまして、区分の15、「印鑑登録証（改印等による再交付を含む。）の交付」ということで、分かりやすく改正するものであります。

以上で資料の説明を終わります。議案集に戻ります。

本文の説明が終わりましたので、附則を読み上げます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第5号の説明を終わります。以後、質問によりお答えしてまいりますので、御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第5号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第6号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第6号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第6号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。議案集は4ページとなっております。

この条例は平成26年に整備したもので、陸別町では学童保育所が該当となる基準となります。議案説明書資料ナンバー3をお開きください。新旧対照表となっております。左側が新、右側が旧ということになっております。

今回の改正は、第10条の職員の基準に係る部分となります。ざっくり申し上げますと、第10条第1項では、放課後児童支援員を置かなければならないということ。それから、略となっておりますが、第2項ではその員数、人数を2名以上とするという規定でございます。第3項では、同項各号に該当する者で、かつ同項に規定する研修終了者という者が支援員となり得るということになっております。

実は、この第10条第3項に関しましては、毎年のように文言の整理だとか注釈の追加などの一部改正省令が出されております。けれども、あくまで省令は参酌標準ということもあります。それから、本町の学童保育事業になんら影響を与えるものではなかったため、教育委員会とも協議をして、これまで特段改正は行ってこなかった経緯があります。本改正は、従事する職員の基準の条件緩和となる改正となります。それに合わせた改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

改正の趣旨は、ただいま申し上げたとおりでありますけれども、第10条第3項は、現行では放課後児童支援員は、第1号で掲げる者で、かつ都道府県知事が行う研修を終了した者としているところですが、この研修に係る分について地方自治法の指定都市や中核市の行う研修も加えられたということ。余り実質的に陸別町には影響のないものでありますけれども。それと、さらに、今回の条件緩和の二つのうちの一つですけれども、「研修を終了した者」というところを、「従事してから1年以内に研修を終了する

予定の者も含む」ということにしています。この前は、研修終了者のみが、要は支援員として従事することができたところですが、これを緩和する条件内容となっているものです。

それでは、第3項第1号につきましては、括弧書き、注釈の追加となっております。保育士とはというところの注釈が入っているだけでございます。

第3号の下線部につきましては、次号、第4号の改正により不要となる部分の削除となっております。

第4号は、教員の資格等の列記をしたものを一括で表現するように改正しているものです。

第5号は、括弧書きの部分、いわゆるサービスの規程の追加であります。

それでは、第10号については、新たに規定するもので、この条件緩和の二つのうちの最後の一つですが、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」ということで、この条件緩和の二つが大きいものと考えております。ただいま説明した者と省略されておりますけれども、1号から10号までに規定する者が研修を受ける資格を有することです。研修を受けるのに当たっての緩和があるということでございます。

それでは、議案集4ページを御覧ください。

改正の概要は、ただいま説明したとおりとなっております。条文の朗読は、省略させていただきます。

附則を読み上げます。この条例は、公布の日から施行するであります。

以上で、説明を終わります。以後、質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第6号陸別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第7号令和2年度陸別町一般会計補正予算

(第7号)

- ◎日程第 8 議案第 8 号令和 2 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)
- ◎日程第 9 議案第 9 号令和 2 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第 5 号)
- ◎日程第 10 議案第 10 号令和 2 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- ◎日程第 11 議案第 11 号令和 2 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- ◎日程第 12 議案第 12 号令和 2 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)

○議長(本田 学君) 日程第 7 議案第 7 号令和 2 年度陸別町一般会計補正予算(第 7 号)から日程第 12 議案第 12 号令和 2 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)まで、6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第 7 号令和 2 年度陸別町一般会計補正予算(第 7 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 4,695 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 3,496 万 4,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 8 号令和 2 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,151 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,648 万 7,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 9 号令和 2 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第 5 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 808 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,396 万 8,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 10 号令和 2 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 207 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,916 万 7,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 11 号令和 2 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 471 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,258 万 3,000 円とするもの

であります。

続きまして、議案第12号令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ687万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,465万3,000円とするものであります。

以上、議案第7号から議案第12号まで、6件を一括御提案させていただきます。内容につきましては、副町長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第7号から第12号まで一括して説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、各会計を共通して各事務事業の確定または入札執行での確定見込みなどによる減額が主な内容となっております。

特に、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、旅費では書面会議ですとか、Web会議などの会議等の中止などによる出張の取りやめが相次いでおりまして、町内の施設などでは、利用者が大幅に減少するなどしたため、各科目において減額をしております。それらの内容につきましては、簡略に説明をさせていただきますが、一部予算不足や繰越明許による増額の補正も計上しておりますので、増額の補正に関わる内容につきましては、それぞれ説明をまいります。

また、議案説明資料についてであります。一部予算計上の順番どおりでないところもございますが、説明の中でその都度資料番号を申し上げますので、あらかじめ御了承頂きたいと思っております。

それでは、議案の説明に入ります前に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について説明をさせていただきますので、議案説明書資料ナンバー4を御覧ください。

国の3次補正により陸別町に配分されました臨時交付金は、国の補助金のある小中学校のエアコン設置に係る費用の補助裏分1,814万4,000円と、感染症対応分6,021万4,000円を合わせた総額7,835万8,000円であります。

国からの通知により、新年度に計上することも可能となりましたので、当町の交付金の充当計画は、資料4の表のとおりになりたいと考えておりますが、2月4日の臨時会で計上いたしました事業のうち、令和2年度分につきましては、1,814万4,000円と工期の関係で繰り越さざるを得ない消防署の冷房設備整備と中学校の換気扇の設置に500万円を充当し、残りの5,521万4,000円を新年度の、令和2年度と同様の事業あるいは新規でも確実に該当となる事業に充当しようとするものでありますので、参考としていただきたいと思います。

それではこれより議案第7号の説明から始めますので、1ページをお開きください。

議案第7号令和2年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の既定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加、変更は「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は「第4表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書によりまして説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、26ページをお開きください。

26ページになります。2、歳出であります。

1款議会費1項1目議会費は191万1,000円の減額の補正であります。8節旅費120万9,000円、9節交際費16万円、10節需要費26万9,000円、12節委託料6万9,000円、13節使用料及び賃借料20万4,000円は、いずれも確定見込みによる減額であります。

次のページに移りまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は15万1,000円の減額の補正であります。3節職員手当等につきましては、一般職の退職手当組合費の計上の誤りによりまして、182万円の不足が見込まれるために補正しようとするものであります。8節旅費164万9,000円、9節交際費90万円は確定見込みによる減額の補正。18節負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構の負担金は、個人番号カードの交付申請が増えたことによりまして57万8,000円の補正であります。これには、10割の国庫補助がございます。

2目文書広報費26万8,000円の減額の補正は、10節需用費で広報りくべつの印刷代の確定見込みによる減額。

5目財産管理費は3億6,173万円の補正であります。10節需用費120万円、12節委託料653万9,000円、次のページに行きまして、14節工事請負費33万円は、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

27ページに戻っていただきまして、12節の委託料ですが、施設設備等改修は、北電、NTT柱の建替え等に伴う光ケーブルの取り付け代で446万3,000円の減額。道営農道整備事業に伴う光電送路移設で139万2,000円の減額などであります。

また28ページをお開きいただいて、14節工事請負費の工作物解体撤去は、新町二区の防火水槽撤去工事の確定による19万8,000円の減額。24節積立金は3億6,

979万9,000円の補正であります。今回、事業の確定に伴う歳出の減額分、それから、普通地方交付税等の確定に伴う留保額などを各基金へ積み立てようとするものであります。

内訳につきましては、財政調整基金と減債基金は、それぞれ1億円の積立て。ふるさと整備基金は、指定寄附7件、103万円。ふるさと納税106件、144万円。合わせまして247万円の積立て。いきいき産業支援基金は、ふるさと納税23件、31万3,000円。優良家畜導入支援資金繰上げ償還9頭分、396万4,000円と上乗せの積立てで5,000万円。合わせまして5,427万7,000円の積立てであります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税分の46件、82万円の積立て。町有林整備基金は、ふるさと納税13件、19万円。上乗せの積立て1,000万円。合わせまして1,019万円の積立て。地域福祉基金は、ふるさと納税26件、32万6,000円、上乗せの積立てで3,000万円としまして、合わせまして3,032万6,000円の積立て。

次のページに行きまして、公共施設等維持管理基金は、残額の調整をいたしまして、上乗せの積立てで5,133万3,000円を積み立てるものであります。給食センター管理運営基金は、ふるさと納税23件、33万3,000円、上乗せの積立て2,000万円。合わせまして2,033万3,000円の積立て。スポーツ振興基金は、ふるさと納税5件、5万円の積立てであります。

次、6目町有林野管理費は19万2,000円の減額の補正であります。11節役務費6万8,000円、12節委託料6万6,000円、13節使用料及び賃借料4万円、17節備品購入費1万8,000円の減額につきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

7目企画費は、1,430万2,000円の補正であります。1節報酬22万5,000円、8節旅費63万9,000円、10節需用費24万4,000円の減額は、いずれも確定または確定見込みによる減額。18節負担金補助及び交付金は、1,541万円の補正であります。

30ページをお開きください。

負担金の地方創生推進交付金事業負担金は、UIJ新規就業支援事業者の対象者の見込みがなかったことによる100万円の減額。通学定期差額補助事業につきましては、利用者16名での確定見込みによる214万8,000円の減額。とちぎ東北部移住サポートセンター負担金は、専従アドバイザーの不在などによります97万4,000円の減額。

次に、補助金ですが、移住定住促進住宅建設等補助につきましては、今回、改修のみ21件の見込みによりまして、438万4,000円の減額であります。民間活用住宅建設事業につきましては、単身用4戸、世帯用4戸の早期建設の希望がありましたことから、2,520万円を補正しようとするものでありまして、この補助につきましては、繰

越明許事業としまして、早期に対応しようとするものであります。太陽光発電設置事業につきましては、1件分、50万円の減額。交付金の移住交流対策事業は、移住ペアの中止や不参加によります78万4,000円の減額であります。

11目交流センター管理費は298万3,000円の減額の補正で、12節委託料は、宿泊研修施設の利用者の減によります231万5,000円の減額。14節工事請負費は、各工事の確定による66万8,000円の減額であります。12節銀河の森管理費につきましては、427万2,000円の減額の補正で、1節報酬62万5,000円、次のページに移りまして、7節報償費43万5,000円、8節旅費33万8,000円、10節需用費54万3,000円、12節委託料183万8,000円、14節工事請負費37万1,000円の減額につきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。なお、12節の委託料のコテージ村管理につきましては、コテージの使用棟数が、当初見込みより約260棟の利用減を見込みまして、154万5,000円の減額としております。

次に、13目地域活性化推進費895万4,000円の減額の補正であります。1節報酬は、会計年度任用職員の地域おこし協力隊等の報酬でありまして、地域活性化推進員の出席日数の減、それから農業支援推進員、農業観光支援推進員への応募者がなかったことなどによります497万6,000円の減額。

32ページをお開きいただきまして、これに付随しまして、4節共済費、社会保険料等で39万1,000円の減額。このほか7節報償費5万円、8節旅費88万3,000円、10節需用費4万円、13節使用料及び賃借料11万3,000円、14節工事請負費5万5,000円、17節備品購入費108万円、18節負担金補助及び交付金136万6,000円の減額につきましては、事業等の確定によります減額であります。18節負担金補助及び交付金の補助金を御覧ください。次のページを御覧ください。企業支援補助金につきましては、未執行による100万円の減額。交付金の薬用植物研究事業は、調査研修の視察等中止したことによります36万6,000円の減額であります。

次の15目特別定額給付金218万8,000円の減額の補正につきましては、事業の確定による1節報酬6万6,000円、3節職員手当等51万6,000円、10節需用費7万6,000円、11節役務費45万4,000円、13節使用料及び賃借料3万4,000円、18節負担金補助及び交付金104万2,000円の減額で、支給人数につきましては、2,338名となっております。

次に、2項徴税費1目税務総務費につきましては、8節旅費で確定見込みによります11万1,000円の減額。

2目賦課徴収費は54万1,000円の補正で、8節旅費8万8,000円、13節使用料及び賃借料3万円の減額は、確定または確定見込みによる減額であります。18節負担金及び交付金65万9,000円の補正は、会議等負担金が3万2,000円の減額。軽自動車税環境性能徴収取扱費2万9,000円の減額。こちらにつきましては、確

定見込みによる減額。北海道自治体情報システム協議会の負担金72万円につきましては、固定資産税システムの法改正対応に係る経費の計上であります。

35ページに移りまして、3項1目戸籍住民基本台帳費は83万8,000円の減額の補正であります。8節旅費7万円、12節委託料76万8,000円は、ともに確定による減額でありますけれども、12節委託料の電算機器設置では、中間サーバープラットフォーム関連機器について、購入の必要がなくなりましたので、全額を減額しております。

6項1目監査委員費45万7,000円の減額の補正につきましては、8節旅費44万9,000円、18節負担金補助及び交付金8,000円の確定見込みによる減額であります。

36ページに移ります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は6万3,000円の補正であります。8節旅費7万9,000円の減額は、確定見込みによる減額。10節需用費光熱水費11万1,000円は、電気料の減額で防犯灯のLED化に減額と見込んでおります。18節負担金補助及び交付金170万4,000円の減額は、いずれも確定見込みによる減額。19節扶助費は402万2,000円の増額でありまして、交通費助成が確定見込みによる36万5,000円の減額。支援費の障害者介護給付費は、利用者の数は変わっておりませんが、利用者の区分の変更や利用の増によりまして、390万7,000円の増額。身体障害者更生医療給付費は、入院患者の増によりまして48万円の増額であります。27節繰出金は、国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金6万8,000円の増額で、次のページの介護保険事業勘定特別会計の繰出金113万3,000円の減額。合わせまして、106万5,000円の減額の補正であります。

2目老人福祉費は478万円の減額の補正であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬は、臨時介護認定調査員の報酬でありまして、残念ながら応募者がなく、直営で行ったために124万2,000円を減額するものであります。7節報償費5万円、8節旅費26万1,000円、10節需用費78万7,000円、12節委託料195万3,000円、13節使用料及び賃借料48万3,000円の減額につきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。なお、12節委託料の下から二つ目、敬老事業は敬老会の中止によりまして100万円の減額となっております。

38ページに移ります。

13節の使用料及び賃借料の、このページの一番上になりますが、老人緊急通報システム借上料につきましては、借上台数の確定見込みによりまして48万3,000円の減額。18節負担金補助及び交付金101万5,000円の増額は、老人クラブ連合会の各種事業の中止などによりまして30万円の減額と、介護予防・日常生活支援総合事業運営費、訪問型Aの利用件数の見込み減によりまして、介護保険会計から支払われる委託料が減額となりますことから、131万5,000円を補正するものであります。19節扶

助費につきましては、老人福祉施設入所措置費で、12月からの入所予定の方が入所時期を延期したことによります101万9,000円の減額であります。

次に、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は23万4,000円の減額の補正で、7節報償費9万1,000円、8節旅費3万5,000円、10節需用費10万8,000円の減額につきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額。

2目児童福祉施設費233万円の減額の補正は、7節報償費が子ども子育て支援講演会の中止によります16万1,000円の減額。8節旅費12万7,000円、14節工事請負費の156万2,000円、それから39ページの18節負担金及び交付金4万円、19節扶助費の44万円の減額につきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額となっております。

3項国民年金費1目国民年金費事務取扱費の8万8,000円の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会への負担金でありまして、令和2年度の税制改正に伴う国民年金法施行令の改正に係るシステム改修に係る負担金となっております。

40ページに移ります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費25万5,000円の減額と補正は、8節旅費23万7,000円、18節負担金補助及び交付金1万8,000円の減額で、確定見込みによる減額。

2目保健衛生施設費34万8,000円の減額の補正につきましては、11節役務費の通信運搬費が新型コロナウイルス対策等の対応での電話料の増と考えられまして8万1,000円の増額。14節工事請負費が保健センター改修工事の確定による42万9,000円の減額であります。

3目予防費443万2,000円の減額の補正であります。7節報償費76万4,000円、10節需用費12万4,000円、11節役務費1万4,000円、12節委託料289万4,000円の減額。それから、19節の扶助費63万6,000円の減額につきましては、各種健診・予防接種等の事業などの確定または確定見込みによります減額であります。議案説明書資料ナンバー7の1から6に健診等の一覧表をつけておりますので、後ほど御覧を頂きたいと思っております。

続きまして、4目環境衛生費37万2,000円の減額の補正につきましても、1節報酬が21万9,000円、8節旅費3万5,000円、11節役務費11万8,000円の減額は確定見込みによる減額であります。

5目診療所費27節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の繰出金1,778万5,000円の減額の補正。

2項清掃費1目清掃総務費は、18節負担金補助及び交付金で、確定見込みによります5万6,000円の減額の補正であります。

42ページに移ります。

2目の塵芥処理費1,196万7,000円の減額の補正であります。8節旅費の4万8,000円、10節需用費28万円、12節委託料127万1,000円、17節備品購入費492万8,000円、18節負担金補助及び交付金544万円は、いずれも確定または確定見込みによります減額で、18節の負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合はくりりんセンター運営分担金の確定による378万1,000円の減額と、最終処分場の運営分担金の確定による89万4,000円の減額となっております。

3項水道費1目専用水道費390万円の減額の補正につきましては、小利別地区専用水道関係の確定による減額でありまして、8節旅費3万5,000円、12節委託料37万2,000円、14節工事請負費340万2,000円、17節備品購入費9万1,000円の減額。

2目水道費27節繰出金は、簡易水道事業特別会計の繰出金203万1,000円の減額の補正であります。

5款労働費1項労働諸費1目雇用再生対策費は、18節負担金補助及び交付金の利用者雇用促進支援分の実績による130万円の減額の補正でありまして、年の途中での採用による雇用月数分の減であります。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 大変申し訳ありません。先ほどの説明で、30ページになりますが、30ページの中ほどにあります補助金の民間活用住宅建設事業で、私が252万円と申し上げたようでございます。2,520万円の誤りですので、訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして44ページをお開きください。

44ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は71万円の減額の補正であります。1節報酬5万3,000円、8節旅費61万4,000円、10節需用費4万3,000円の減額につきましては、確定見込みによる減額であります。

2目農業総務費は、2節給料で一般職の給料の積算誤りによる2万6,000円の補正の計上であります。

3目農業振興費487万5,000円の減額の補正につきましては、8節旅費24万8,000円、12節委託料63万3,000円、18節負担金補助及び交付金399万4,000円の減額で、確定または確定見込みによる減額であります。なお、18節の負担金補助及び交付金のうち、農林推進協議会運営事業につきましては、青年等結婚支援活動事業の回数減によります35万円の減額。新農林業人育成事業につきましては、1名の方の営農実習の断念によります132万4,000円の減額であります。

45ページに移りまして、4目畜産業費は2億4,852万4,000円の補正予算の計上であります。7節報償費1万円、11節役務費10万円の減額は、ばんえい十勝協賛レースに係る経費に確定見込みによる減額。18節負担金補助及び交付金の2億4,863万4,000円の増額の補正につきましては、町村会への病畜処理事業負担金の廃止によります3万5,000円の減額。それから、電力系統連携工事費負担金につきましては、バイオガスプラント建設に係る北電に対する負担金1,400万円の補正であります。

資料により説明したいと思いますので、議案説明書資料ナンバー9をお開きください。

この負担金につきましては、まず上側の図にありますとおり、バイオガスプラントで発電した電力の送電のために必要な陸別変電所の改修、それから高压線の張り替え、引込開閉器の新設、引込線新設などに係る陸別町が負担しなければならない経費となっております。負担額につきましては、今年度は1,400万円の概算での支出。令和3年度中に、令和2年度分の清算分と、それから令和3年度分で1,774万9,882円の負担が見込まれておりまして、総額では3,174万9,882円を見込んでおります。

なお、プラント建設工事が令和4年度に完了する予定となっておりますので、工事費の精算によりましては、さらに令和4年度にも負担が生じる場合もございますので、あらかじめ御承知を頂きたいと思います。

なお、本件につきましては、平成31年に皆様に書面でお配りしております中に7,400万円の町負担分を提示したおったその事業であります。今回、工事が始まったことによりまして、令和2年度からの負担が生じたものでございます。

次に、畜産酪農収益力強化整備事業についてであります。議案説明書資料ナンバー8を御覧ください。一つ戻っていただいて、資料ナンバー8になります。

こちらは、陸別町酪農畜産クラスター協議会への補助金であります分線地区の農業者の家畜飼養管理施設を総事業費5億8,963万3,000円で整備する予定となっておりますが、その事業に対して道から2億5,410万1,000円が補助されます。この補助が、町の会計を経由することとなりますことから、同額を予算計上するものであります。この事業につきましては繰越明許費となります。

なお、この事業の内容につきましては、下の表に記載のとおりでありますので、御覧頂きたいと思います。

その次になります。家畜糞尿共同処理施設整備事業1,943万2,000円の減額であります。バイオガスプラント建設事業の令和2年度分の支出額の確定によるものであります。議案説明書資料は、ナンバー10に事業費の年度別見込額の表をつけておりますので、こちらは後ほど御覧頂きたいと思います。

続きまして、5目農地費1,351万円の減額の補正であります。8節旅費18万4,000円、12節委託料33万6,000円、次のページをお開きいただきまして、13

節使用料及び賃借料9万1,000円、16節公有財産購入費33万9,000円、18節負担金補助及び交付金1,256万円の減額につきましては、確定または確定見込みによる減額であります。このうち、18節負担金補助及び交付金のうち、トマム地区の道営農地整備事業分につきましては、180万6,000円が繰越明許費となります。

続きまして、6目営農用水管理費1,597万7,000円の補正であります。まず、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業で、8節旅費3万5,000円の減額、10節需用費5万8,000円の増額、13節使用料及び賃借料12万6,000円の増額。それから、次のページになっていきますが、18節負担金補助及び交付金につきましては、北海道土地改良事業団体連合会への負担金16万1,000円、道営土地改良事業地元負担金につきましては、町負担のうち、事業費の27.5%分、3,401万8,000円の増額と、100%分、1,764万2,000円の減額。合わせまして、1,637万6,000円の補正の計上であります。なお、この事業につきましては、総額で5,562万4,000円が繰越明許費となります。

次に、46ページの12節委託料の施設設備保守管理についてですが、これは上陸別地区の営農用水施設の計装機器保守点検等の確定による16万8,000円の減額。水道施設運転管理につきましては、上陸別とトラリの営農用水施設の確定による39万6,000円の減額。17節備品購入費は、同じく上陸別とトラリの営農用水施設用水道メーター購入の確定による15万円の減額であります。議案説明書資料ナンバー11に、道営畑総事業第2上陸別地区の実績計画表がありますので、こちらは後ほど御覧を頂きたいと思っております。

続きまして、47ページ、8目農畜産物加工研修センター管理費は21万7,000円の減額の補正であります。1節報酬12万9,000円、10節需用費8万8,000円の減額は、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

2項林業費1目林業振興費801万9,000円の減額の補正であります。1節報酬5万6,000円、8節旅費13万3,000円、12節委託料69万3,000円、13節使用料及び賃借料1万3,000円、49ページに移りまして、14節工事請負費298万円の減額となっております。このうち、林業改良工事につきましては、東トマム高台線であります。

次に、7款商工費1項商工費1目商工振興費357万7,000円の補正の計上であります。7節報償費は、商工優良従業員表彰の該当者がなかったことによる記念品3万1,000円の減額。18節負担金補助及び交付金は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策による増額の補正でありまして、中小企業経営安定資金利子補給82万9,000円につきましては、特別運転資金の融資の増、小規模企業振興事業277万9,000円につきましては、当初10件分に対しまして、18件の利用申込がありまして、利用が見込まれておりますので、そのことによる増となっております。

3目観光費105万1,000円の減額の補正につきましては、8節旅費26万5,0

00円、17節備品購入費3万円、18節負担金補助及び交付金75万6,000円の減額。いずれも確定による減額で、観光協会の分につきましては、東金市の物販事業の中止によります14万6,000円の減額となっております。

50ページを御覧ください。

1番上のオフロード開催事業につきましては、無観客による1回のみの開催となりまして61万円の減額であります。

4目公園費は、12節委託料の公園草刈り業務の確定による5万1,000円の減額の補正。

5目消費者対策費14万6,000円の減額の補正につきましても、7節報償費9万8,000円、18節負担金補助及び交付金で4万8,000円の確定見込みによる減額。

次の8款土木費1項土木管理費1目土木総務費47万4,000円の減額の補正につきましても、8節旅費で36万4,000円、10節需用費10万、18節負担金補助及び交付金1万円の減額で、確定または確定見込みによる減額であります。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費24万4,000円の減額補正につきましても、12節委託料の確定による減。

2目道路維持費425万円の減額の補正につきましても、確定または確定見込みによる減額でありまして、12節委託料は、道路維持管理から路面補修まで269万9,000円の減額。14節工事請負費は、道路法面補修工事から排水整備工事まで155万1,000円の減額であります。

52ページをお開きください。

3目橋りょう維持費につきましては2,799万3,000円の減額の補正であります。いずれも確定見込みによる減額でありまして、8節旅費16万7,000円の減額、12節委託料459万8,000円と14節工事請負費2,322万8,000円の減額につきましては、共和橋と蹄橋の現地調査に基づきます設計変更に伴う減額であります。

4目道路新設改良費244万6,000円の減額の補正につきましても、町道新町5号通り、町道トナム川沿線、町道宮下通りの道路整備事業の確定によります8節旅費10万5,000円、12節委託料29万7,000円、14節工事請負費202万4,000円、18節負担金補助及び交付金2万円の減額であります。

53ページに移りまして、3項河川費1目河川総務費も、14節工事請負費の河川補修工事の確定による12万1,000円の減額。

次に、4項住宅費1目住宅管理費12万6,000円の減額の補正につきましても、8節旅費7万円、11節役務費5万6,000円の確定による減額。

2目住宅建設費は1,536万2,000円の減額で、いずれも社会資本整備総合交付金事業の確定による減額であります。8節旅費20万9,000円、10節需用費5万円、12節委託料110万円、それから次のページの14節工事請負費1,400万3,

000円の減額であります。12節の委託料につきましては、新町交流館の実施設計分となっております。

続きまして、54ページ、14節の工事請負費の建物解体につきましては、新町団地の公営住宅X、Y棟の解体で654万5,000円の減額。公営住宅改修は、新町団地、共栄団地の屋根防水、外壁塗装工事の737万円の減額。造成工事につきましては、新町団地の造成工事で8万8,000円の減額となっております。

5項1目下水道費27節繰出金は、公共下水道事業特別会計の繰出金471万5,000円の減額の補正。

次の9款消防費1項1目消防費につきましても、確定による420万3,000円の減額の補正であります。1節報酬22万9,000円の減額。なお、団員につきましては、定員56名に対しまして現在48名となっております。8節旅費284万1,000円、9節交際費6万円、10節需用費35万8,000円、11節役務費2万4,000円、17節備品購入費50万8,000円、18節負担金補助及び交付金18万3,000円の減額となっております。

56ページをお開きください。

2目災害対策費は468万9,000円の減額の補正で、12節委託料、防災地図作成につきましては、昨年度、防災訓練前に全世帯に配布しました「陸別町防災ガイドブック」の作成委託の確定によります15万1,000円の減額。防災情報通信整備につきましては、役場庁舎タウンホールのWi-Fi整備の入札執行に伴います453万8,000円の減額であります。

続きまして、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費9万1,000円の減額の補正であります。8節旅費7万3,000円、10節需用費1万8,000円の減額も、いずれも確定による減額であります。2節事務局費809万1,000円の減額の補正につきましては、3節職員手当等3万6,000円の補正は、扶養親族の変更によります増額。8節旅費13万6,000円、13節使用料及び賃借料1万2,000円、14節工事請負費は教員住宅建設解体外構工事の797万9,000円の減額で、いずれも確定による減額であります。

3目教育振興費55万4,000円の減額の補正につきましても、確定または確定見込みによる減額であります。1節報酬費32万2,000円、7節報償費6万円、8節旅費12万円、12節委託料5万2,000円の減額で、7節報償費は療育指導に係る謝礼金、12節委託料は新入学児内科検診等の確定によります1万8,000円の減額。療育指導者派遣委託の確定によります3万4,000円の減額となっております。

4目スクールバス運行管理費7万3,000円の減額の補正は、17節備品購入費でスクールバス購入の確定によります減額。

5目教育研究諸費11万3,000円の減額の補正も確定によりまして、8節旅費で7万5,000円、10節需用費2万円、18節負担金補助及び交付金1万8,000円の

減額であります。

58ページに移ります。

2項小学校費1目学校管理費は44万9,000円の減額の補正であります。10節需用費は、外気取入制御用ダンパー操作部の修繕料で9万8,000円を補正しております。以下、12節委託料18万4,000円、14節工事請負費35万1,000円、18節負担金補助及び交付金1万2,000円の減額は、いずれも確定による減額で、14節の工事請負費につきましては、軒天改修工事の確定によるものであります。

2目教育振興費57万8,000円の減額の補正は、18節負担金補助及び交付金43万3,000円、19節扶助費14万5,000円の減額で、ともに確定見込みによる減額であります。

次、3項中学校費1目学校管理費です。110万3,000円の減額の補正であります。7節報償費10万円の補正は、国の3次補正の学校保健特別対策事業、感染症対策等学校教育活動継続支援事業に係る通知によりまして、教職員の研修を行おうとするものでありまして、研修会講師の謝礼金を計上するものであります。これは、2分の1の国の補助がございます。以下、12節委託料16万7,000円、14節の工事請負費102万4,000円、18節負担金補助及び交付金1万2,000円の減額は、いずれも確定または確定見込みによる減額です。14節の工事請負費につきましては、空調設備の設置、電気設備改修工事の確定によるものであります。

2目教育振興費118万3,000円の減額の補正につきましては、12節委託料25万1,000円、18節負担金補助及び交付金27万8,000円、60ページに移りまして、19節扶助費65万4,000円の減額で、いずれも確定見込みによる減額であります。

4項社会教育費1目社会教育総務費は1,066万4,000円の減額の補正であります。いずれも確定または確定見込みによる減額であります。1節報酬は7万円の減額、7節報償費は62万3,000円の減額で、このうち、謝礼金につきましては社会教育推進事業におけます各種講座の中止などに伴う減額。8節旅費109万4,000円、10節需用費15万9,000円、11節役務費3万円、13節使用料及び賃借料3万円の減額、18節負担金補助及び交付金865万8,000円の減額で、補助金の文化芸術鑑賞事業、交付金のリーダー養成講習会参加事業、中学生等海外派遣事業、冒険・体感inとうきょうの実行委員会につきましては、いずれも中止による減額となっております。

2目公民館費は、7節報償費で講座の中止による講師謝礼金2万円の減額。

3目文化財保護費は4万5,000円の減額の補正で、1節報酬1万5,000円、12節委託料はユクエピラチャシの景観維持管理委託料で3万円の減額、いずれも確定による減額であります。

62ページに移ります。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費は 5 2 万 8, 0 0 0 円の減額の補正で、各種講座、大会、教室等の中止に伴う減額であります。7 節報償費 2 1 万 4, 0 0 0 円、1 0 節需用費 9 万 1, 0 0 0 円、1 3 節使用料及び賃借料 1 万 9, 0 0 0 円、1 8 節負担金補助及び交付金 2 0 万 4, 0 0 0 円の減額。

2 目体育施設費は 1 2 4 万 3, 0 0 0 円の減額の補正で、体育施設の管理に係る経費の確定に伴う減額であります。1 節報酬費 1 0 9 万 2, 0 0 0 円の減額、8 節旅費 2 万 6, 0 0 0 円、1 1 節役務費 7 万円、1 3 節使用料及び賃借料 5 万 5, 0 0 0 円の減額で、1 1 節の各種点検手数料につきましては、スケートリンクのホーキングマシンのシーズン前の点検、1 3 節の作業用機械借上げは、テニスコートの転圧ローラー分で、建設業協会のボランティアによります執行によりまして、執行しなかったことによる減額であります。

3 目学校給食費につきましては 1 8 2 万 6, 0 0 0 円の減額の補正であります。1 節報酬費 1 1 0 万 5, 0 0 0 円、8 節旅費 6 万 9, 0 0 0 円、1 0 節需用費 6 7 万 1, 0 0 0 円までの減額につきましては、確定見込みによる減額。1 2 節委託料の 4 万 5, 0 0 0 円の補正につきましては、調理員の健康診断の確定によります 3 万 4, 0 0 0 円の減額と事業系廃棄物処理事業の実績見込みによります 7 万 9, 0 0 0 円の増額となっております。1 3 節使用料及び賃借料 1 万 4, 0 0 0 円の減額、6 4 ページに移りまして、1 7 節備品購入費 1 万 2, 0 0 0 円の減額は確定見込みによります減額であります。

1 1 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目農業用施設災害復旧費 8 万 3, 0 0 0 円の減額。

それから、2 目林業用施設災害復旧費 3 万 5, 0 0 0 円の減額。

続いて、2 項公共土木施設災害復旧費の 1 目道路橋りょう災害復旧費 3 万 5, 0 0 0 円の減額の補正につきましては、いずれも 8 節旅費の確定による減額であります。

1 2 款公債費 1 項公債費は、1 目元金 7 1 万 4, 0 0 0 円の減額と 2 目利子 1 4 6 万 8, 0 0 0 円の減額の補正で、令和元年度分の地方債の借入額の確定に伴う減額であります。

6 6 ページから 7 0 ページに給与費明細書がありますので、こちらは後ほど御覧を頂きたいと思えます。

以上で、歳出を終わりました、次に歳入の説明に移ります。1 2 ページをお開きください。

1 2 ページ、1、歳入であります。

1 款町税 1 項町民税 1 目個人 4 1 9 万 3, 0 0 0 円の補正につきましては、1 節現年課税分が本年度分の調定見込みによります 3 7 1 万 2, 0 0 0 円と、2 節滞納繰越分が集納率向上によります 4 8 万 1, 0 0 0 円の追加の補正であります。

2 目法人 1 節現年課税分は、本年度分の調定見込みによる 2 2 9 万円の減額の補正。

2 項 1 目固定資産税 8 6 8 万 3, 0 0 0 円の補正は、1 節現年課税分が本年度分の調定

見込みによります862万1,000円と、2節滞納繰越分が集納率向上によります6万2,000円の追加の補正。

3項軽自動車税1目環境性能割1節現年課税分80万2,000円の減額と、2目種別割1節現年課税分20万1,000円の増額は、いずれも実績見込みによる補正で、3目軽自動車税1節滞納繰越分2万7,000円の増額は、集納率向上によります補正であります。

4項1目町たばこ税1節現年課税分122万円の補正は、昨年10月の税率引き上げによります増額。

8款地方特例交付金1項1目地方特例交付金は、確定による215万8,000円の補正。

9款地方交付税1項1目地方交付税につきましては、普通地方交付税の確定による現在の留保額1億5,289万3,000円の補正であります。これによりまして、普通地方交付税の予算額につきましては、19億9,969万5,000円、特別地方交付税が当初と変わらず1億8,000万円、合わせて21億7,969万5,000円となります。

14ページに移ります。

11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、1節農業費分担金で農業競争力基盤整備事業の実績見込みによります農家負担分94万8,000円の減額の補正であります。

12款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料848万7,000円の減額の補正は、1節行政財産使用料が宇宙地球科学館の総合観測室の電気使用量の確定見込みによります54万4,000円の減額。4節ふるさと交流センター使用料は、利用者の減に伴います288万8,000円の減額。5節銀河の森宇宙地球科学館等使用料につきましても、利用者の減に伴います宇宙地球科学館71万円、コテージ等で434万5,000円、合わせて505万5,000円の減額。

2目民生使用料68万8,000円の補正は、1節老人福祉使用料が高齢者福祉施設「福寿荘」の使用料で確定見込みによります37万1,000円の減額と、2節児童福祉使用料が広域入所保育料の1名増によります105万9,000円の増額。

次のページに行きまして、2項手数料1目総務手数料は、1節総務手数料の現地目証明手数料で確定見込みによる8,000円の補正。

2目衛生手数料は、1節衛生手数料の指定ごみ袋等販売手数料で販売実績の見込みによります69万1,000円の減額の補正であります。

次に、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1,055万2,000円の補正であります。1節社会福祉費負担金は、全て2分の1の負担金でありまして、国民健康保険事業保険基盤安定負担金32万9,000円の減額、障害者介護給付費負担金195万3,000円の増額、身体障害者自立支援医療費負担金23万9,000円の増

額、低所得者保険料軽減負担金7万3,000円の減額。合わせまして179万円の増額であります。2節児童福祉費負担金も2分の1の負担金でありまして、特例保育の単価、それから保育児童の増によりまして子どものための教育・保育給付費負担金876万2,000円の増額であります。

16ページに移ります。

2項国庫補助金1目総務費補助金は、1節総務管理費補助金で2,373万6,000円の補正であります。社会保障・税番号制度導入整備補助金につきましては、制度運用に伴う中間サーバー運用に係る負担金、それから個人番号カード交付申請等の増加による負担金に対する補助278万6,000円の増額。特別定額給付金の給付事業費事務費は、確定による合わせまして219万4,000円の減額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,314万4,000円の減額は、冒頭説明した内容となっております。

失礼しました。地方創生臨時交付金は2,314万4,000円の増額であります。

なお、議案説明書資料ナンバー4に実施計画書予定の一覧表をつけておりますので、後ほど御覧を頂きたいと思っております。

2目民生費補助金120万円の補正は、2節児童福祉費補助金で子育て支援拠点経費の見直しによる子ども・子育て支援交付金の増額で、これは3分の1の補助となっております。

3目衛生費補助金は54万9,000円の減額の補正で、1節専用水道費補助金団体営整備事業で、小利別地区の専用水道の長寿命化事業の確定に伴う減額。

4目土木費補助金は1,484万8,000円の減額の補正であります。1節道路橋りょう費補助金が、橋りょう長寿命化修繕事業の確定見込みによる1,203万7,000円の減額。2節住宅費補助金は、新町団地の公営住宅建設等に係る社会資本整備総合交付金の確定見込みによる281万1,000円の減額。

5目消防費補助金は、無線システム普及支援事業、W i - F i 整備事業が補助の対象外となったことによります834万3,000円の減額であります。

6目教育費補助金は27万1,000円の補正で、1節小学校費補助金4万7,000円、2節中学校費補助金9万2,000円の増額は、国の3次補正によります補助金で、2月に補正をしました感染症対策消耗品と今回補正している教職員の研修会の講師謝礼に対する2分の1の補助であります。3節教育総務費補助金13万2,000円の増額は、学校施設環境改善交付金が教員住宅建設等の確定によります72万8,000円の減額と、へき地児童生徒援助費等補助金がスクールバス購入に係る補助の内定によります86万円の増額であります。

3項委託金2目民生費委託金2,000円の補正は、1節児童福祉委託金で児童扶養手当特別児童扶養手当の事務費委託金1名に増による補正であります。

続きまして、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金516万円の補正であり

ます。1節社会福祉費負担金は、全て4分の1の負担金でありまして、国民健康保険事業保険基盤安定負担金38万1,000円の増額、障害者介護給付費負担金97万6,000円の増額、身体障害者自立支援医療費負担金11万9,000円の増額、低所得者保険料軽減負担金3万7,000円の減額。合わせまして、143万9,000円の増額であります。2節児童福祉費負担金も4分の1の負担で、特例保育単価、保育児童の増によりまして子どものための教育・保育給付費負担金372万1,000円の増額であります。

18ページに移ります。

2項道補助金1目総務費補助金75万円の減額の補正は、1節総務管理費補助金で地方創生交付金U I J就業支援事業の確定による減額。

2目民生費補助金123万1,000円の補正は、1節社会福祉補助金で権利擁護人材育成事業補助金の確定によります30万円の減額、遠隔手話サービス事業補助金の確定、交付の決定によります33万10,000円の増額。合わせまして3万1,000円の補正となっております。2節児童福祉補助金は、子育て支援拠点経費の見直しによります子ども・子育て支援交付金の増額、これは3分の1の補助で120万円の補正となっております。

3目衛生費補助金26万1,000円の減額の補正は、1節保健衛生費補助金で妊産婦安心出産支援事業費補助金7万6,000円、風疹抗体検査事業補助金18万5,000円の減額で、いずれも確定見込みによる減額であります。

4目農林水産業補助金は2億5,405万7,000円の補正であります。1節農業費補助金は、農業委員会活動促進事業補助金の確定見込みによります28万8,000円の増額、中山間地域直接支払事業補助金も確定による145万円の減額、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金も確定によります35万円の増額、畜産・酪農収益力強化整備事業補助金は繰越明許事業でありまして2億5,410万1,000円の増額、北海道国有地等管理処分事業補助金は確定によります3万6,000円の減額。合わせまして、2億5,325万3,000円の増額の補正となっております。2節林業費補助金は、森林環境保全整備事業補助金の確定によります107万円の増額、小規模治山事業補助金も確定による19万円の減額、エゾシカ緊急対策事業補助金は、地域づくり総合交付金の対象となりましたので50万円の補正、林道東トマム高台線改良事業補助金は確定によります57万6,000円の減額。合わせまして80万4,000円の増額の補正であります。

5目商工費補助金21万8,000円の減額の補正は、1節消費者対策費補助金で地方消費者行政活性化交付金の確定見込みによる減額。

6目教育費補助金16万4,000円の補正は、1節教育総務費補助金で地域学校協働活動事業の確定による16万4,000円の増額であります。

3項委託金1目総務費委託金は、2節徴収費委託金で道民税徴収委託金の実績見込み

による124万円の補正。

3目農林水産業補助金費委託金は、1節農業費委託金で繰越明許費となります第2上陸別地区畑地帯総合整備事業監督等補助委託金で18万4,000円の補正であります。

次に、15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、1万4,000円の減額の補正です。1節土地建物貸付収入の定住促進住宅貸付収入は、入居者の増による18万6,000円の増、移住産業研修センター貸付収入は確定見込みによる20万円の減額であります。

20ページを御覧ください。

2項財産売払収入2目物品売払収入282万6,000円の減額の補正につきましては、1節生産物売払収入で町有林管理事業の確定における素材売払収入の減額。

16款寄附金1項寄附金2目指定寄付金450万1,000円の補正であります。1節総務費寄附金は、ふるさと整備資金が指定寄附分が7件、103万円。ふるさと納税分106件、144万円。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金がふるさと納税分が46件、81万9,000円。町有林整備資金がふるさと納税分13件、19万円。合わせて、347万9,000円の補正。2節教育費寄附金は給食センター管理運営資金で、ふるさと納税分が23件、33万3,000円。スポーツ振興基金が5件、5万円。合わせて38万3,000円の補正。3節民生費寄附金は、地域福祉資金でふるさと納税分26件、32万6,000円の補正。4節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金でふるさと納税分が23件、31万3,000円の補正であります。

次に、17款繰入金1項基金繰入金4目いきいき産業支援基金繰入金は、繰越明許費となりますバイオマス事業に840万円と、民間活用住宅建設事業に1,510万円を充当しまして、商工業振興事業のプレミアム商品券発行事業の確定によりまして480万円の減額。合わせて、1,870万円の補正。

8目公共施設等維持管理基金繰入金は、診療所のエアコン設置、保健センターの排煙窓の改修事業に新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を充当いたしましたので、700万円の減額の補正であります。

11目森林環境譲与税基金繰入金は、森林担い手対策推進事業の確定見込みによりまして293万2,000円の減額。

18款繰越金1項1目繰越金は、1節前年度繰越金で3,649万9,000円を補正します。前年度繰越金4,649万9,000円全額の計上となっております。

続きまして、19款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金17万5,000円の補正は、実績見込みによりまして町税延滞金の補正。

続きまして、22ページに移りまして、3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入は、優良家畜導入貸付金の繰上償還金で9頭分、396万4,000円の補正。

4項3目雑入は252万3,000円の減額の補正であります。3節高齢者福祉施設負担金は、「福寿荘」入居者の負担金でありまして、実績による83万3,000円の減

額。4節学校給食費等につきましても、確定見込みによります91万6,000円の減額。7節雑入も確定または確定見込みによる77万4,000円の減額の補正であります。宝くじ交付金は、サマージャンボ分が増えまして114万8,000円の増額、健康診査等個人負担金31万円の減額、農業者年金基金業務委託手数料3万4,000円の増額、支障物件移設補償費は道営農道整備事業に係る分の確定で139万3,000円の減額と高速道路工事に係る分の確定で6万3,000円の減額。合わせまして145万6,000円の減額。移住産業研修センター賄い負担金で19万円の減額となっております。

続きまして、20款町債1項町債1目総務債20万円の減額の補正であります。1節総務債で庁舎・タウンホール改修事業の確定による減額。

2目衛生費540万円の減額の補正は、1節清掃債で塵芥収集車両購入事業の確定の500万円の減額と、2節水道債で小利別地区専用水道整備事業の確定による40万円の減額。

3目農林水産業債1,790万円の減額の補正につきましては、1節農業債が1,500万円の減額で、内訳につきましては、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業の繰越明許費となる補正予算の計上によります1,610万円の増額、家畜糞尿共同処理施設整備事業の確定による1,950万円の減額、トマム地区農地整備事業の繰越明許費による補正予算の計上によります20万円の増額、中斗満地区農地整備事業の確定によります90万円の減額、中陸別地区農道整備特別対策事業の事業の確定による1,150万円の減額、陸別地区草地畜産基盤整備事業の確定見込みによります60万円の増額となっております。2節林業債が290万円の減額であります。内訳としまして、林道東トマム高台線改良事業の確定による60万円の減額、陸別地区小規模治山事業の確定による20万円の減額、林道側溝整備事業の確定見込みによる140万円の減額、林道法面補修事業の確定見込みによる70万円の減額となっております。

続きまして、24ページです。

4目土木債820万円の減額の補正は、1節道路橋りょう債が730万円の減額で、内訳が町道宮下本通り道路整備事業の確定による90万円の減額、共和橋改修事業の確定見込みによる20万円の減額、蹄橋改修事業の確定見込みによる430万円の減額、陸別橋改修事業確定見込みによる30万円の減額、町道法面補修事業確定見込みによる90万円の減額、緑橋改修事業の確定見込みによる70万円の減額となっております。2節住宅建設費は、新町集会所建設事業の確定による90万円の減額であります。

5目消防債360万円の補正は、1節消防債で消防自動車購入事業の確定によります50万円の減額と、指定避難所Wi-Fi整備事業の確定見込みによる410万円の増額でありまして、Wi-Fi整備につきましましては、国庫補助の対象外となったことから、緊急防災減災対策事業の地方債を借り入れようとするものであります。

6目教育債830万円の減額の補正は、1節教育総務債で教員住宅建設事業の確定に

よる730万円の減額。2節の学校教育施設整備債で、スクールバス購入事業の確定による100万円の減額。

8目減収補てん債381万円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による地方消費税などの追加項目分であります。

続きまして、21款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金につきましては、新設科目でありまして、132万4,000円の計上であります。令和2年度から道が徴収しました法人事業税の一部を市町村に配分する制度となっております。

以上で歳入を終わりにして、次に6ページになります。

○議長（本田 学君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、午前中に引き続きまして予算書6ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表繰越明許費で、左から款、項、事業名、金額となっております。

上から2款総務費1項総務管理費、民間活用住宅建設事業2,520万円。

4款衛生費2項清掃費、下水道建設負担金事業につきましては、十勝圏複合事務組合の汚泥処理施設更新分で4,000円。

6款農林水産業費1項農業費、畜産団体補助事業は畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業で、2億5,410万1,000円。同じく6款農林水産業費1項農業費、道営農地整備事業トマム地区180万6,000円。同じく6款農林水産業費1項農業費、道営担手畑地帯総合整備事業につきましては、第2上陸別地区で5,562万4,000円。

9款消防費1項消防費、公共施設等感染拡大防止・換気整備事業につきましては、消防庁舎へのエアコンの設置で486万2,000円。

10款教育費2項小学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業80万6,000円。同じく10款教育費3項中学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業218万円であります。

7ページに移りまして、第3表債務負担行為補正追加分で、左から事項、期間、限度額は表のとおりであります。なお、庁舎警備清掃業務から次のページ、8ページ、陸別町体育施設委託業務まで、期間はいずれも令和3年度で4月1日から新年度の業務を開始するために4月1日の契約としなければならないために、3月中に入札を執行するための債務負担行為であります。内容については、記載のとおりであります。本予算が議決されましたら、速やかに入札を行いたいと考えております。

それでは、8ページの下表になります。債務負担行為の変更であります。

変更の事項は、当初予算で議決頂きました令和2年度陸別町中小企業経営安定利子補

給で、期間に変更はございませんが、新型コロナウイルス感染症対策による融資の増加に伴いまして、限度額を215万円から618万3,000円に変更するものであります。

続きまして、9ページ。第4表地方債補正であります。

まず、追加分からでありますけれども、今回の補正予算で新たに計上いたしました事業となります。

起債の目的は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の第2上陸別地区畑地帯総合整備事業で、限度額は4,120万円。この事業は、繰り越しの事業になりまして、国の補正予算債となっております。次が、減収補てん債で限度額が381万円であります。起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は4.0%以内。ただし、利率の見直しを行った後においては、当該見直しごとの利率。償還の方法は、借入先の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間の短縮、もしくは繰上償還をすることができるであります。

次に、変更分ではありますが、起債の目的、補正前の限度額、利率、補正後の限度額、それから利率を記載しております。

公共事業等におきましては、限度額の合計額が補正前で980万円、補正後370万円で、610万円の減額となっております。内容につきましては、先ほど町債の欄で増減額を説明しておりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、その下の一般単独事業（緊急防災・減災対策事業）です。

限度額の合計につきましては、補正前が3,440万円。補正後が3,830万円。390万円の増額であります。こちらも内容につきましては、先ほど説明したとおりであります。

その次の、一般単独事業（緊急自然災害防止対策事業）であります。

この事業の限度額の合計につきましては、補正前が5,170万円、補正後が4,850万円で320万円の減額であります。10ページの途中まで詳細が出ておりますが、内容については、先ほど説明のとおりであります。

続きまして、10ページの一番下の表、過疎対策事業になります。

こちらの合計額につきましては、補正前が7億4,680万円、補正後が6億7,460万円で、7,220万円の減額であります。こちらにつきましても、内容については記載のとおりでありまして、増減額については、先ほど町債で説明したとおりであります。なお、補正前、補正後の利率につきましては、起債のとおりであります。

以上で、議案第7号を終わりにして、次に、議案第8号に移ります。

議案第8号令和2年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

7ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,411万9,000円の補正であります。8節旅費は、書面会議の実施ですとか会議等の中止によりまして24万3,000円の減額。24節積立金は、国民健康保険基金への1,436万2,000円の積み立てでありまして、こちらは前年度清算に係る道の配分により積み立てるものであります。

3項1目運営協議会費18万5,000円の減額の補正も、会議等の中止等によります。1節報酬10万6,000円、8節旅費7万9,000円の減額であります。

6款保健事業費2項1目保健事業費は、20万1,000円の減額の補正であります。8節旅費は、先ほど同じく会議等の中止による7万円の減額。10節需用費、印刷製本費は新型コロナウイルス感染症対応での広報への記事掲載によりまして2万3,000円の増額。12節委託料は、ふれあい広場の中止による15万4,000円の減額であります。

8ページを御覧ください。

7款諸出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金27節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金でありまして、こちらは特別調整交付金の算定によりまして1,778万4,000円の補正であります。

以上で歳出を終わりました。次に歳入の説明に移ります。4ページをお開きください。

1、歳入であります。

1款国民健康保険税1項1目国民健康保険税は、206万1,000円の補正であります。1節現年課税分は、今年度の調定に基づきまして274万7,000円の補正であります。医療分が23万7,000円の増額、介護分が28万2,000円の減額、高齢者支援分が279万2,000円の増額が内訳となっております。2節滞納繰越分は、実績に応じた見込みで68万6,000円の減額の補正。医療分38万9,000円の減額、介護分10万1,000円の減額、高齢者支援分19万6,000円の減額が内訳であります。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症対応分の確定見込みによる48万2,000円の補正であります。

3款道支出金1項道負担金1目保険給付費等負担金は、2節保険給付費等交付金（特別交付金）で、算定に基づく見込額1,778万4,000円の補正で、この全額が直診会計への繰出金となります。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は6万8,000円の補正であります。1節保険基盤安定繰入金の確定による補正で、保険税軽減分が72万7,000円の

増額、保険者支援分が65万9,000円の減額であります。

2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金は、1,068万7,000円の補正で、今年度分の道の配分によります増額の充当であります。

6ページを御覧ください。

6款繰越金1項1目繰越金は、1節前年度繰越金17万9,000円の補正で、前年度繰越額の残り全額の計上であります。

7款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金25万6,000円の補正は、国保税の延滞金で、実績によります計上であります。

以上で議案第8号を終わりました。次に、議案第9号の説明に移ります。

議案第9号令和2年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。歳出から説明いたしますので6ページをお開きください。

6ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、712万1,000円の減額の補正であります。1節報酬は、会計年度任用職員の報酬であります。臨時看護師、臨時調理員の実績見込みで296万3,000円の減額。臨時医師等は、新型コロナウイルス感染症対応で、当町の医師の土日の対応が増加したことなどによります362万5,000円の減額。合わせまして、658万8,000円の減額。7節報償費は、医療従事者講習会の未実施によります3万円の減額。8節旅費は、今後の臨時医師、臨時看護師の雇用によりまして会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、合わせて36万7,000円の増額。11節役務費は、臨時看護師の紹介手数料の確定見込みによる117万円の減額。12節委託料は、所内の自動火災報知器整備によりまして30万円の増額であります。この整備につきましては、診療所内の感染防止対策の措置としまして、規定予算によりましてCT室前と病棟内に、それぞれのエリアを仕切るための扉を設置したところであります。これによりまして、消防法上、自動火災報知器設備2台、誘導灯2台、非常用照明3台の設置が必要となりましたので、これらを整備しようとするものであります。

2項1目研究研修費は、8節旅費で医療従事者の各種研修会等への中止、または不参加による110万6,000円の減額の補正であります。

次に、2款医業費1項医業費2目医療用消耗機材費であります。11節役務費は、

感染症対策によりますクリーニング回数の増加に伴いまして、14万円を補正しようとするものであります。

なお、8ページから10ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧ください。

以上で、歳出を終わりました、次に歳入の説明に移ります。5ページを御覧ください。

1、歳入であります。

1款診療収入2項外来収入1目国民健康保険診療報酬収入1節現年度は、外来患者の減によります206万4,000円の減額。

3目後期高齢者診療報酬収入1節現年度も同様に外来患者の減による602万2,000円の減額であります。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金は、財政対策分で1,778万5,000円の減額の補正。

2目国保事業勘定特別会計繰入金は、国保会計で説明いたしました特別調整交付金分1,778万4,000円の増額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に4ページを御覧ください。

予算書4ページは、第2表債務負担行為であります。事項、期間、限度額について記載をしております。

診療所清掃等委託業務から電子カルテシステム保守委託業務まで記載のとおりであります。期間につきましては、いずれも令和3年度であります。この債務負担行為につきましても、一般会計で説明しましたとおり、4月1日契約をするために3月中の入札執行を予定しております。

以上で、議案第9号を終わりました、次に議案第10号の説明に移ります。

議案第10号令和2年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

6ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は42万4,000円の減額の補正で、いずれも確定見込みによる減額であります。1節報酬につきましては、水道下水道審議会委

員の報酬で6万1,000円の減額、8節旅費は7万円の減額、10節需用費は納付書の印刷で8万6,000円の減額、12節委託料は20万7,000円の減額。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費は165万1,000円の減額の補正であります。この目につきましても、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。次のページにあります17節備品購入費76万2,000円の減額につきましては、水道メーター器の購入の確定による減額であります。なお、8ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧を頂きたいと思えます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明に移ります。5ページをお開きください。

1、歳入です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金につきましては、財政対策分203万1,000円の減額の補正。

5款諸収入1項1目雑入は、1節雑入で、下水道料金事務負担金の確定による4万4,000円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為であります。事項、期間、限度額については記載のとおりであります。

簡易水道施設維持委託業務834万9,000円、期間は令和3年度であります。この債務負担行為につきましても、先ほどと同様、4月1日契約のため、3月中の入札執行を予定しております。

以上で、議案第10号を終わりました、次に議案第11号の説明に移ります。

議案第11号令和2年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。

歳出、6ページをお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費は、確定による10万4,000円の減額の補正です。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費は、これも確定または確定見込みによります449万4,000円の減額の補正です。10節需用費の光熱水費は、電気料の実績見

込みによります57万7,000円の減額。12節委託料は、浄化センターの維持管理業務の確定による391万7,000円の減額。

3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費8節旅費は、確定による11万7,000円の減額の補正であります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明に移ります。

5ページをお開きください。

1、歳入であります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金は、財政対策分471万5,000円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為であります。事項、期間、限度額についての記載であります。

陸別浄化センター維持委託業務3,587万1,000円、期間は令和3年度であります。この債務負担行為も、先ほどと同様4月1日契約のため、3月中の入札執行を予定しております。

以上で、議案第11号を終わりました、次に議案第12号の説明に入ります。

議案第12号令和2年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費は、会議の中止による10万4,000円の減額の補正であります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費は、介護区分の重度化、サービス提供の増加によります41万4,000円の増額の補正。

2目居宅介護サービス計画給付費18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費は、実績見込みによります17万9,000円の増額の補正。

3目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム利用者の減の見込みによります156万円の減額の補正。

5目居宅介護住宅改修費18節負担金補助及び交付金、住宅改修費は、利用の見込みの減によります45万円の減額の補正であります。

8ページを御覧ください。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費は、介護区分の変更による利用者の減によります276万

円の減額の補正。

それから、3目介護予防福祉用具購入費18節負担金補助及び交付金、福祉用具購入費15万2,000円の減額の補正は、1人当たりの給付額が上限の9万円未満だったことによる減額であります。

4目介護予防住宅改修費18節負担金補助及び交付金、住宅改修費は、利用者の減の見込みによる36万円の減額の補正であります。

失礼しました。先ほど説明しました1目の介護予防サービス給付費の居宅介護サービス給付費ですが、これは介護区分の重度化によりまして、介護予防ではなく、介護給付費の事業を受けたことにより、利用者が減となったことで276万円の減額の補正であります。

それでは、一番下、次に3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費12節委託料、総合事業委託料は、訪問型サービスAの委託料で、当初見込みより3名の利用者減及び利用回数の減によりまして129万5,000円の減額の補正であります。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、8節旅費で会議の中止等による28万9,000円の減額の補正。

2目任意事業費19節扶助費地域生活支援費は、成年後見人制度利用報酬の助成分の利用がなかったことによる33万6,000円の減額の補正。

3目認知症総合支援事業費は、8節旅費で会議の中止等による16万5,000円の減額の補正であります。

以上で、歳出を終わります。次に歳入の説明に移ります。

4ページをお開きください。

4ページ、1、歳入であります。

歳入につきましては、議案説明書の資料ナンバー12と13に先ほど歳出で計上しました補正予算に対応する介護給付費財源充当資料と地域支援事業財源充当資料がありますので、後ほど御覧頂きたいと思っております。

4ページから説明いたします。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分は、確定見込みによる普通徴収保険料118万3,000円の減額、特別徴収保険料63万4,000円の減額、合わせて181万7,000円の減額の補正であります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分の介護給付費負担金86万1,000円の減額につきましては、歳出の介護給付費に係る国の負担分20%、施設分は15%のルール分であります。

2項国庫補助金1目調整交付金1節調整交付金39万8,000円の減額補正につきましては、歳出の介護給付費に係る8.49%のルール分。

2目地域支援事業交付金1節現年度分59万5,000円の補正は、歳出の介護予防・

日常生活支援総合事業に係る20%のルール分、29万1,000円の減額と、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る38.5%のルール分、30万4,000円の減額。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金1節現年度分の介護給付費負担金66万4,000円の減額の補正は、歳出の介護給付費に係るルール分で12.5%、施設分が17.5%分。

2項道補助金1目地域支援事業交付金1節現年度分29万9,000円の減額の補正は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る12.5%分、14万6,000円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る19.25%のルール分15万3,000円の減額であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分の介護給付費交付金126万6,000円の減額の補正は、歳出の介護給付費に係るルール分27%分。

2目地域支援事業支援交付金1節現年度分31万5,000円の減額の補正は、地域支援事業に係る27%のルール分であります。

6ページをお開きください。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、113万3,000円の減額の補正であります。1節介護給付費繰入金の介護給付費分58万6,000円の減額は、歳出の介護給付費に係るルール分で12.5%分。2節事務費繰入金は、10万4,000円の減額、3節地域支援事業繰入金29万7,000円の減額につきましては、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る12.5%分、14万5,000円の減額と介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る19.25%分、15万2,000円の減額。4節低所得者保険料軽減繰入金は、対象者の減によります14万6,000円の減額であります。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料減額のため、基金から59万9,000円を補正し、繰り入れるものであります。

8款諸収入3項4目雑入1節雑入は、総合事業利用者の減によります利用者負担金12万9,000円の減額の補正であります。

以上で、議案第7号から議案第12号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第7号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、26ページからを参照してください。

1 款議会費 2 6 ページから、2 款総務費 3 5 ページまで。

3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） それでは、3 0 ページ、3 1 ページに関係いたします歳出の 2 款総務費の 1 項総務管理費 1 1 目交流センター管理費 1 2 節委託料の宿泊研修施設管理費 2 3 1 万 5, 0 0 0 円の減額。それと、1 2 目の銀河の森管理費の 1 1 節委託料コテージ村管理 1 5 4 万 5, 0 0 0 円の減額についてであります。

これらは、いずれも歳入の使用料にも関係するものでありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人の移動の抑制や自粛などによって、利用が減ったものと、そのような説明でありましたが、この減額に係る管理費の業務内容といたしましては、労働者の労務費と、そのような理解でよろしいかお伺いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） それでは、ただいまのオーロラハウスとコテージ村の宿泊に関する今回の減額分の説明をしたいと思います。

今回の減額分につきましては、宿泊が、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で、オーロラハウスであれば、例年より約 8 0 0 人減少しております。コテージ村であれば、約 2 6 0 棟分、前年より減少しております。それらに合わせて、出来高分ということで、その分の経費が削減となりますが、この出来高分の考え方でございますが、議員御指摘のとおり、人件費がかなりの分を占めております。人件費、そのほかに入っておりますのが、それぞれに対するリネンとか消耗品の費用、そういうような若干の経費も入っておりますが、基本的には人件費分がほとんどでございます。

○議長（本田 学君） 3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） ただいま説明頂きまして、この減額の大きなものは、やはり人件費ということでありまして、働いている方の勤務シフト、この削減に伴う減収への対応が行われたということではありますが、ここで働く方は恐らく雇用保険の被保険者ではないと思いますので、公的な休業支援の対象にはならなかったと思います。本来であれば、先ほど説明ありましたように、出来高による委託料の算定というのは、当然正しいのだらうと思いますが、現在のような状況下において、勤務シフトの削減による減収の支援として、労務費を維持するような考えを持たなかったのかということについてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 両施設の今のような御質問でございますが、実は、この出来高部分というのを積算するときに、通常の委託業務でありますので、その受託者にとって経常的にかかる費用というものを一定程度、定額分ということで、実は業務的に補償をしております。この実際の、それぞれ委託業者が雇用している方に対する直接の補填、補償、助成などは、現時点では町としてはございませんが、先ほど申し上げ

たとおり、委託者に一定程度の経常的にかかる費用ということの基本額として補償して、契約を結ばせていただいております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの説明から行きますと、ある面、その契約の内容で、想定の範囲内で対応できると、そのような解釈の中で、特段の配慮はしなかったと。そのような理解でよろしいですか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 特段、新型コロナウイルス感染症ということでは対応しておりませんが、この委託料の経常的な部分のどれぐらいが経常的かということについては、毎年の条件などを、状況などを見まして、委託料の積算にはそういうものをいろいろ反映させております。特段、今回は、新型コロナウイルス感染症ということではスタートしておりませんでした。

○議長（本田 学君） ほかに26ページから35まで、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費36ページから、4款衛生費43ページ下段まで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、3点お伺いいたします。

まず一つ目は、36ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金で、訪問介護事業118万4,000円の減額についてであります。

この訪問介護事業補助金につきましては、介護保険事業勘定特別会計に計上されております居宅介護サービス給付費の訪問介護事業費、これで不足する分を補助金で補うという形でありまして、社会福祉協議会が運営している事業と、そのように理解しております。したがって、一般会計における補助金を減額できるということは、介護保険事業勘定特別会計における居宅介護サービスの利用者が増えて、報酬の増収が見込めると。そのような状況になっていることなのかということが、まず1点であります。

それから、2点目が、37ページの同じく民生費の2目の老人福祉費12節委託料、高齢者在宅生活支援事業で1万7,000円の減額についてであります。これは、いきがいホーム通所事業の委託料でありまして、この当初予算額は537万4,000円であります。それに対して、1万7,000円の減額でありますから、利用者数については、大きな変動がなかったと、そのような理解でいいのかお伺いいたします。

それから、3点目であります。38ページの同じく2目老人福祉費の18節負担金補助及び交付金の介護予防日常生活支援総合事業の運営事業131万5,000円の増額についてであります。

これは、訪問型サービスAの事業に対する補助金であります。その介護保険事業勘

定特別会計における当初予算では、利用者は最初は6人で延べ利用日数682日と、そのような理解で176万円が計上されていたと、そのように記憶しております。後ほど出てきます、この特別会計のほうの予算案では、129万5,000円の減額が提案されております。

このことから推しはかりますと、当初の計画に対して、176万円に対して129万5,000円の減額でありますから、大きく事業量が減ったのだと、そのように思います。この一般会計の増額補正によって、先ほどの総務費の関係とは逆になるのですが、この増額補正によって、従業者、働いている方の雇用が維持できたと、そのような理解でよろしいか伺いたします。

以上、3点でございます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、1点目、36ページの件であります。

訪問介護事業の補助金の減額につきましては、議員お見込みのとおり、介護事業のほうでの収入増であります。収入増は70万円程度で、実は、歳出の減、いわゆる人件費の減少とかありまして、この金額の補正となっております。実際のところ、介護予防、介護と合わせて、利用者は、実数は毎月調べておりますけれども、15人程度で推移しておりますが、利用の出入りはあります。それなので、その使用の回数ですとか、使用の時間だとかで介護報酬、利用収入が増えたということで、お見込みのとおりでございます。

続きまして、37ページの委託料、高齢者在宅支援事業の1万7,000円の減額は、これは入札執行残でございます、人数等々、そういうことではなくて、入札を行った結果の残の今回の補正でございます。

利用者の内容ですけれども、いわゆるチェックリストという事業対象者は、お一人いらっしゃいまして、あと要支援1の方が3人いらっしゃいまして、何も持たない方ということで4名いらっしゃいまして、計8名で事業を動いております。

続きまして、3点目。38ページの18節介護予防日常生活総合運営事業ですけれども、増額については、当初の見込みの回数との差、いわゆる、さらに本補助金の算定基準が平成28年度スタート基準から変わっていないのかということだと思いますが、変わってはおりません。利用回数につきましては、利用者6人で当初見て、マックスで682回見ておりましたけれども、実数的には、延べ人数は6人いらっしゃったのですが、実際の使用が非常に少なく、実際は177回を見込んでおります。ですので、505回の減ということになります。御質問にありました運営のいわゆる補償というか、そういうことでの介護収入、介護保険からの支出が減った分、こちら委託料で増額を見るという形になっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 2点目、3点目の質問に対するお答えについては、了解というか理解しているところであります。

それで、1点目の社会福祉協議会が行っております訪問ヘルプの関係でございますが、利用増による増額は70万円ほどということでありましたが、この補助金の当初予算額608万5,000円であります。一般会計からの補助金が減額につながったということは、このコロナ禍の状況下において、どちらかという、特に短期入所とか通所事業については、新規の利用を抑制したり、ややもすれば、利用を控えてもらうような状況であったのではないかと考えております。

このような中で、この社会福祉協議会の訪問ヘルプ事業につきましては、感染拡大の防止という厳しい環境の中で、これに携わる職員が利用を増やせたということは、やはり私どもも評価を与えるべきではないかと、そのように考えております。労苦に感謝申し上げます、そのように考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 大変ありがたい意見だということであります。社協の方々、ホームヘルプ事業所の方々につきましては、このコロナ禍、一生懸命やっただいていてということは、そして、議会の皆さんからも評価を頂いているということは非常に嬉しいことだと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに、36ページから43ページ下段までありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、5款労働費43ページ下段から、6款農林水産業費49ページ中段まで。

7番、渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） ページ数、45ページです。6款の農林水産事業費4目畜産事業費の18節負担金補助及び交付金の家畜ふん尿処理施設整備事業について、これ関連で、2点ほどお伺いしたいと思います。

一つ目は、現在のバイオマスプラント工事における農家の参加状況とか、サポート農家の件数、これについて変わっていないのかどうか。

それと、二つ目は、今回のその計画に対する、プラント建設に対する全体の進捗状況、これは前にちょっと報告頂きましたけれども、もう一度報告していただきたいと思

います。

その2点だけお願いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） それでは、まず参加農家数及びサポート農家の方の数でございますが、参加農家数は現在のところ14件、サポート農家に関しましても8件というふうに、こちらでは押さえております。

進捗状況につきましては、現在でございますが、外構工事の2年目が今年終わりました、外構工事につきましては、本体工事に合わせますので、令和3年、そして令和4年というふうに、あと2年間かかるというふうに認識しております。

あと、貯留槽の工事が令和2年に建設工事が始まりまして、11月にこちらは竣工しております。3基建設が終わっております。本体につきましては、今現在、設計試算中でございますので、4月以降に入札というような流れと考えております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 7番、渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） すると、今ちょっと説明を受けた中で、進捗状況で、全般的にどのぐらい、概算でいいです。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 総事業費の比率で言うのがいいのか、全体の期間で言えばいいのかちょっと難しいところでございますが、完成が令和4年の夏から秋にかけて試験的に、まずふん尿を受け入れられるのではないかと考えております。試験的に受け入れて、正式稼働はその後、順調に発電するのを見極めて、最大限の発電ができてからの20年を本格稼働と考えておりますので、それまでには試験的に入れるのは令和4年の夏、秋以降かと思っておりますが、詳細はまだ設計書ができておりませんので、まだ把握しておりません。

○7番（渡辺三義君） 分かりました。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） 45ページの畜産業費の関係で、18節の補助金の関係なのですけれども、畜産酪農収益強化整備事業に関してなのですけれども、これは昨年も違う農家にこういう事業が回っているのですけれども。結局この事業そのもの自身が、資料ナンバー8を見ますと、その他の負担金というのがあるのですけれども、補助金のほかに3億円なのですけれども。いずれにしましても、昨年から見ると、今回の事業費は多いという、昨年は5億円でしたけれども、今回は5億8,000万円。

こういう中で、大型経営を目指すという経営主体の補助金というか、そういうのは、町には直接関係ないお金なのかもしれませんけれども、実態として、今の陸別の搾乳農家の戸数が、今現在何戸あるのか。令和2年1月から12月まででよろしいのですけれ

ども、産乳量が陸別町が幾らであったのか。それから、今回、搾乳ロボットということ
で事業が遂行されるわけなのですけれども、3基、昨年も2基入っているのですけれど
も、陸別町全体で搾乳ロボット、省力化を目指す中で、どれくらいの総台数が今回の3
台を入れて、どれくらいの数になるのか、その辺と。

それから、今回入れることによって、農家にどれくらいの頭数、飼養規模、それが搾
乳頭数でもよろしいですから、その辺が分かったら説明願いたいと思いますけれども。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、クラスター事業と言わせていただきますが、こ
ちらの事業につきましては、当初こちらの農家の方は現在59頭から60頭ぐらいを飼
養されております。最終目標としまして、令和7年度で236頭、これが搾乳牛ベー
スでございます。その他育成などは、現在50頭前後飼養されておりますが、令和7年度
までには百五十数頭までという計画になっております。

陸別町全体の乳量でございますが、1から12ベースで約4万二百、三百ということ
で、農協から確認は取れております。こちらは、前年度より、同じ期間であれば多少多
いのではないかというような見込みとなっております。

ロボットの数でございますが、昨年度2台増えまして、昨年度の時点で5軒の農家で
16台。今年度この計画で3台入れますと、6軒の農家で19台が町内にあることにな
っております。

農家戸数についてでございますが、搾乳農家戸数は12月現在で40戸と聞いており
ます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、質問の順番がちょっと違いますけれども、今、お答え願
った40戸で産乳量が4万トンですよね。4万トンということは、1戸平均すると1,00
0トンという、こういう大規模な中でロボットを入れている人たちが8軒ですかね、今
回なので。そういった中で、ロボットだけが必ずしも、今言った産乳量をしているの
ではないと思うのですけれども。その辺について、ほかの農家、過去には大きい酪農家を農
協へというような感じで、3戸経営で共同みたいにしたのですけれども。この1戸平
均に、いわゆる1,000トンという、そういう中での経営主体が今後、こういうことが
続けることが果たして全体的に酪農の戸数、いわゆる40戸推移していくのかなとい
う面も、甚だ疑問に思うのですけれども。いずれにしても、この40戸の中にも今後、搾
乳ロボットを望むというか、大規模というのですか、そういう経営を、クラスター事業
を当てはめていくという戸数なんか、今現在、来年、再来年のことですから分からない
かもしれませんが、クラスターとして取り組むのが、もし予測ができれば、その
辺の見通しといいますか、1戸平均1,000トンを維持するために経営を大きくして
いかなければならないと、そういった意味のことで質問したいのですけれども。今後、

酪農家の経営そのもの自身の見通しを分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、クラスター事業の今後の見込みでございますが、現在のところ、これ以降はまだ把握はしておりません。

今後の見込みにつきましても、農家数の減少は紛れもない事実でございますが、1戸1戸の農家を大切にするように関係機関、農協や皆様と協力しながら、1戸1戸の農家も、乳量もそうですし、守っていききたいなとは思っています。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

1番、中村議員。

○1番（中村佳代子君） 45ページの畜産産業費18節負担金補助及び交付金の電気系統連携工事費負担金についてお伺いいたします。

今回、1,400万円ということで出ていますけれども、資料のナンバー9に令和3年度分もトータルして出ております。先ほどの副町長の説明で、当初7,400万円の予算だということでしたけれども、今回3,174万9,882円と令和3年度分についても含めて、とても細かく数字が出ているのですけれども、これは当初より半分以下で抑えられたということで考えてもよろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） ただいまの御質問でございますが、当初に北電から示された数字は約7,000万円以上が陸別町にかかりますよというような数字で、こちらに頂いております。そこから、実際にどんどん積算を積み上げてまして、時間をかけて今回の数字というものになりました。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 45ページの先ほど谷議員の質問と同じ内容になりますが、この畜産酪農収益力強化事業2億5,410万1,000円の件であります。これは、酪農経営の大規模化を目指して整備するものであります。この施設の整備というのは淡々と進められるだろうと思っております。

ただ、先ほど来出ておりますように、大きな借入れを行うわけでありまして、その借入れの償還のための生産基盤としては、乳牛を確保するしかないわけでありまして、現在59頭のは、令和7年度には236頭まで増えるというふうな計画であろうかと思っております。

借入れの償還の据置期間に償還の体制を整える必要があるわけでありまして、こういうことの指導は、指導機関でありますJA陸別が対応していくことになると思いますが、一番はやはり飼料の確保と乳牛の導入をどのように進めるかということだと思いま

す。飼料の確保につきましては、農耕飼料は買えるのですが、粗飼料はやはり労力を伴って確保しなければならないわけでありまして、乳牛の導入につきましては、現在ある優良家畜導入支援事業も使うことになるのだらうとは思いますが、ほかにも支援する方法があるのか、合わせてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） ただいまの御質問でございますが、こちらのほうは、農協がもちろん計画等、償還についてもいろいろ相談に応じてくみ上げておりますが、飼料に関しましては、TMRセンターを利用するというところで伺っております。

なお、この後、どのような資金を借りるとかということは、本人と農協で協議をしております。こちらのほうにも、ただ、その諸条件は、こちらのほうには伝わってはおりません。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款商工費49ページ中段から、9款消防費56ページ上段まで。49ページ中段から56ページ上段まで。

1番、中村議員。

○1番（中村佳代子君） 49ページの7款商工費2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金の小規模企業振興事業についてお伺いいたします。

この事業ですけれども、10件のところ18件の申込があったということで、まだ1年もたたないうちにかなりの数の利用があったということですのでけれども、この事業ができるのに、該当の事業者も大変喜んでいることと思っておりますけれども、どのような利用があったのか分かる範囲で教えてください。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） こちらの小規模振興事業でございますが、現在18件ということになっておりますが、建物の改修並びに業務に使う備品の購入、そういうものが主に多かったと認識しております。

○議長（本田 学君） 1番、中村議員。

○1番（中村佳代子君） それは、改修についてですけれども、店舗のみの改修が多かったのか、それとも住宅の一部の設備改修もあったのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 現在出ている申請などを見ますと、やはり改修につきましては、純然たる住宅部分ではなくて、店舗兼住宅のトイレとか洗面所とか、そういうような店舗兼のものが多かったと認識しております。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） 49ページの18節の小規模企業振興事業で、今回277万9,000円を追加するのですけれども、今までの事業と合わせて、どれくらいの中小企業が利用されるのか。そして、今後こういうものの事業の中で、今回の新型コロナウイルス感染症と合わせて持続化給付金とか、そういうものの実態が分かれば、どれくらい給付されたのか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、小規模企業の執行事業でございますが、18件というのは、実は工事などが絡むものが結構ありますので、3月末に完成すると、この年度内に完成するというのが事業要件でございますので、そこまでということで18件。その18件で要する金額が、上限が50万円でございますので、総額777万8,000円ほどとなっております。

次に、事業継続支援金でございますが、こちらのほうは、ただいままだ申請期間中でございます。現在まで7件出ております。総額で145万円が、今のところ確定しております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に10款教育費56ページ上段から、12款公債費65ページまで。ありませんか。

56ページ上段から65ページ、最後までですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。ありませんか。

4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） 参考までにお聞きしたいのですが、今回、こういった補正で不用額、令和2年の最終の計画予算だと思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症に関して、総対的に、12月の定例会のときも聞いたと思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症の関係でいろいろイベント等、それほかいろいろな面で、経費節減ではないと思うのです。本来、使わなければならないお金が使われないで、今回不用額というのが出たのですけれども、大体総額的にどのぐらいの、その新型コロナウイルス感染症の影響が当町としてあるのかお聞きしたいのですけれども。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時25分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 大変申し訳ありません。一つ一つの事業での未執行分については、現在押さえておりませんので、今度の議会までに整理をさせていただいて、報告をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、12ページから25ページまでを参照してください。12ページから25ページまでです。歳入全般です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正についての質疑を行います。6ページから11ページまでの第2表から第4表を参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第7号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第

2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから8ページまでを参照してください。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。ありませんか。

4番、谷議員。

○4番(谷 郁司君) 6ページの関係で、1節報酬の関係で、先ほどの説明を聞いて意味が分からないような気がして、もう一度説明願います。

というのは、臨時医師などの報酬が362万5,000円が入ってこないということなのですけれども、實際上、説明では土日、今のいる先生が対応したのということなのですけれども、先生の、先ほどの医療関係に従事する人、あるいは介護の人たちも含めて、新型コロナウイルス感染症の関係で、自分たちの労働を、かなり無理してでもやっているという、そういう体制の中で、今回こういって、先生が土日も臨時医師を使わないで対応したということについては、その辺については、それなりに先生に対するというか、そういう考え方が生きてくるのではないかなと思うのですけれども。不用にするということは、そういう先生たちに、いわゆる超勤というのですか、いわゆる休日借上げとか、そういうもので利用していくのかなと思って考えていたのですけれども、それがされないのかどうか、ちょっとその辺伺いたいと思いますけれども。

○議長(本田 学君) 丹野国保関寛齋診療所事務長。

○国保関寛齋診療所事務長(丹野景広君) ただいま、ちょっと誤解があるかもしれませんが、6ページの一般管理費報酬の臨時医師の報酬が減額になっているのは、臨時で来ていただく先生の報酬が減ったということで、先ほど副町長からは、新型コロナ

新型コロナウイルス感染症の対策もあり、土日をうちの診療所の医師が対応して、臨時医師を呼ばないで、うちの医師が対応したということで、臨時医師の分の支払が減ったということでもあります。

うちの先生方につきましては、通常金曜日を月1回有給を取っているところですが、木曜日にお休みを頂くとかということで、調整をして、要は、臨時の先生を予定より呼ばなかったと、うちの先生がその土日を対応したということで減額になっております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） 質問の仕方が分からないので、意味を取られなかったと思うのですが、結局、今の説明からいっても、本来、副町長の説明でも土日を対応。普通は休んでいるときに、臨時医師を対応するということですよ。だから、それが使われなかったということは、今いる先生たちに無理があるのかなということで質問しているので、その辺は、なければいけないのですけれども。その辺、どうなのですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 臨時医師の方は、札幌等から来るということで、新型コロナウイルス感染症の関係で来ていただくのを控えていただきました。

それで、うちの先生が、土日で勤務した分については、別の日に休みを取っていただいて、対応したということでもあります。

内容につきましては、先ほど丹野国保関寛齋診療所事務長がお答えしましたように、木曜日、金曜日の連続した休みを取っていただくとか、そういう対応で代替をしたということでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） いいですか。ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為についての質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから9ページまでを参照してください。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定 について

○議長(本田 学君) 日程第13 議案第13号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第13号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、陸別町公の施設に係る指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 今村産業振興課長。

○産業振興課長(今村保広君) それでは、議案第13号陸別町公の施設に係る指定管

理者の指定について御説明申し上げます。議案書5ページを御覧頂きたいと思います。

まず1番目、公の施設。

(1) 鹿山地区公共草地。(2) 登良利地区公共草地。(3) 作集地区公共草地。
(4) ポントマム畜産センター。(5) 殖産地区公共草地。

以上の5か所でございます。陸別町公共草地条例に定める全ての公共草地が対象となっております。

なお、合計の仮面積は、1,250.6ヘクタールでございます。

2番目としまして、指定管理者となる団体の名称。

住所、陸別町字陸別東2条1丁目1番地。団体名、陸別町農業協同組合。代表者、代表理事組合長、西岡悦夫であります。

指定管理者の選定に当たりましては、陸別町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づいております。今回も、公募によらない指定管理者の公募選定により行なっておりますが、同条例の第5条第1項第1号の「当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき」という条文の適応でございます。令和3年2月22日に指定管理者選考委員会を得まして、陸別町農業協同組合を指定管理者の候補としております。

3番目としまして、指定管理の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

現在、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの指定期間中でございますが、今回は指定期間の満了に伴う指定でございます。

以上で、議案第13号の説明といたしますが、以後、御質問にお答えしたいと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(本田 学君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、谷議員。

○4番(谷 郁司君) 今、5か所あるのですけれども、先ほど総対的に1,250ヘクタールというふうに説明されたのですけれども、一つずつどれぐらいの面積なのか。

それと、これは指定管理者ではあるけれども、利用するのは農家だと思うのです。だから、その農家が大体、およそでいいですから、鹿山の場合は何軒くらい利用しているのかという、総対的な数字が分かれば、放牧しているところもあると思うのですけれども。そういった内容について、この草地の内容について、利用の内容ですね、それを分かれば説明してほしいのですけれども。

○議長(本田 学君) 今村産業振興課長。

○産業振興課長(今村保広君) まず、この公共草地の面積でございますが、順番に、鹿山地区362.9ヘクタール。続きまして、登良利地区92.7ヘクタール。作集地区141.5ヘクタール。ポントマム畜産センターが604.6ヘクタール。殖産地区が4

8.9ヘクタール。以上の5か所で1250.6ヘクタールということになっております。

あと、利用状況でございますが、指定管理しておりますので、ちょっと詳細な数字は、こちらでは把握はしておりません。それぞれ預託の牧場で使われているものもあれば、採草地として使われているところも、もちろん放牧地として地域と協議しながら指定管理者が貸し付けている部分もあるといふふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今言ったように、利用のことについては、詳細は管理者に任せているということですが、事実上、ポイントマム畜産センターでは、いわゆる指定管理者の責にしない、例えば水道の関係とか、あるいは事務所の関係とか、そういうものについては、町のほうで、いわゆる補助金を利用しながらやった事業だと思うのですけれども。

今のこの五つの草地の関係で、そういった、いわゆる附帯施設というのでしょうか、そういったもの、簡単に言えば、放牧地であれば牧場とか、そういったものの管理も当然指定団体がするかもしれませんが、そういった中での補助事業として取り上げなければならない、草地更新ももちろんやっっているけれども、そういった面の総対的に今後の見通しとして、何か要望的なものが上がっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 付帯設備としましては、大きなものがポイントマム畜産センターに伴う監視舎、こちらは水道の施設を兼ねております。こちらのほうが大きな施設でございます。

今後の要望につきましては、有利な補助事業なども模索しながら、指定管理者である農協と協議しながら、具体的には何年に何というふうには決められてはおりません。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番、谷議員。

○4番（谷 郁司君） しつこいようですが、今後、そういう指定管理者から實際上、利用料金を頂いて、きちんと採算が取れるというのでしょうか、そういう形ならいいのですけれども、そうでないものについては、やはり今後要望があった場合については、きちんと受け入れていく体制はあるのですか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 指定管理者と陸別町でございますが、大規模な修繕などは想定外でございますので、そういうもの並びに不測の事態などにつきましては、絶えず協議をするという場が設けられる予定でございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 13 号陸別町公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 14 号町道路線の廃止

◎日程第 15 議案第 15 号町道路線の認定

○議長（本田 学君） 日程第 14 議案第 14 号町道路線の廃止についてから、日程第 15 議案第 15 号町道路線の認定についてまで、2 件を関連あるものして一括議題とします。

なお、質疑は一括質疑とし、討論、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承をお願いします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 14 号町道路線の廃止についてですが、町道路線の起終点位置を変更するため、当該路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第 15 号町道路線の認定についてですが、町道路線に起終点位置及び用地の確定に伴いまして、当該路線を町道に認定するものであります。

以上、議案第 14 号、議案第 15 号を一括提案させていただきます。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案集の 6 ページ、議案第 14 号及び 15 号について説明をさせていただきたいと思ひます。

先に、議案資料集のほうの資料ナンバー 14、15 でまず位置関係のほうを説明させていただきたいと思ひます。

廃止します路線につきまして、資料ナンバー14。右下のほうに、「新町7号通り」ということで明記させていただいております。この路線につきましては、昭和60年の3月に認定されました路線でして、道道斗満陸別停車場線から集会所のありますところまでの町道としておりました。

この部分については、公園とかもありまして、これまで利用していただいていたのですけれども、今回、この団地地区にあります集会所の建替計画等を勘案しまして、この旧集会所、その以前は新町保育所ということで、建物とグラウンドが大きくこの部分にあったわけなのですが、今回の計画に伴いまして、集会所の建設で空き地部分を道路をそのまま延伸して、町道のほう、新町5号通りのほうにぶつけることによりまして、集会所へのアクセス等の利便性が高まるような形にということで、資料のナンバー15のほうにあります起点の位置は同じようにして道道からなのですけれども、集会所の部分を横切りまして、既存の町道までの部分を延伸した形での、改めて認定をし直すというような形になっております。

それでは、議案集のほうに戻りまして、議案のほうを読ませていただきます。

議案第14号町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により次の路線を廃止する。

廃止する路線、路線番号1の45。路線名、新町7号通り。起点、陸別町字陸別西1線313番地の5。終点、陸別町字陸別西1線313番地の5。

以上であります。

続きまして、町道の認定のほうになります。

議案第15号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

認定する路線、路線番号1の88。路線名、新町7号通り。起点、陸別町字陸別西1線313番地4。終点、陸別町字陸別西1線315番地8であります。

以後、御質問によってお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（本田 学君） これから議案第14号町道路線の廃止についてから、議案第15号町道の認定についてまで一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今回、町道路線の廃止と認定路線ということで、新町7号通りですか、これについて2点ほどお伺いたします。

まず、1点目につきましては、この道路延長、起点から終点までどのぐらいあるのか。それと、二つ目については、幅員構成、道路の幅員構成、この辺がどのように変わるのか。その辺お伺いたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今回、新たに認定させていただきます町道につきましては、道道の部分が起点となりまして、終点の位置が町道の交差点までになりますが、この部分についての全体の延長は、今、199.59メートルになります。

また、幅員構成なのですが、今回認定させていただきます路線のうち、既存で道路があります部分については、両歩道に2.5メートルの歩道がありまして、車道部7.5メートル、合わせて12.5メートルとなっております。

また、既存からさらに今回、建設を予定しております部分につきましても、同様の幅員構成で建設のほうをしていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

3時まで休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時59分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 令和3年度町政執行方針・令和3年度教育行政執行方針

○議長（本田 学君） 日程第16 町長から令和3年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 令和3年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、町政執行について私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんに町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるい、人々の生活や経済に大きな打撃を与え、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況下において、政府は、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定し、雇用と事業を支えながら新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を図り、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全安心の確保を進め、経済体制と財政健全化の両立を図るとしております。

国の令和3年度一般会計予算の規模は、前年度に比較し3兆9,517億円、3.8%増の10兆6,097億円。そのうち、歳入における税収は6兆650億円、9.5%減の5兆7,480億円で、公債金は1兆408億円、33.9%増の4兆3,970億円となり、公債依存度は40.9%となり、9.2ポイント増となっております。

公債金の内訳は、建設公債が6兆3,410億円、赤字公債が3兆7,256億円です。

また、歳出における国債費は2兆3,758億円。前年度に比較して4,072億円増加し、歳出全体の約22.3%を占めており、引き続き大変厳しい状況にあります。

なお、地方自治体に直接影響のある地方税、地方交付税等の地方一般財源総額については、6兆1,432億円と前年度と比較して2,886億円、0.5%の減となっております。

今後、国の財政政策、金融政策、成長戦略が地方経済にとって景気回復の実感が得られる確かなものとなるよう期待するところであります。

北海道の令和3年度の一般会計予算案につきましては、総額3兆2,530億円であり、歳入における納税収入が6.3%減の5,733億円、地方交付税は3.6%増の6,310億円、道債は9.1%減の6,050億円となっております。

国と同様に、非常に厳しい財政状況下での政策展開を行っており、道の実質公債費比率は全国の都道府県で最も高く推移しているなど、今後においても難しい財政運営が続くと予想されます。

当町におきましては、令和2年度からスタートした第6期陸別町総合計画に掲げました「人と自然が響き合う日本一寒い町りくべつ」の将来像に向かって、着実な政策の取り組みと計画の達成を実現してまいります。

当町の人口減少、少子高齢化は一段と進んでおり、基幹産業である農業及び林業を初め、商工業を含めた全産業において深刻の度合いがより一層増している現状にあります。

人口減少、少子高齢化の課題に対しましては、長期的な視野に立って将来の町のあり方を見出していく過程におきまして、その対策にあらゆる施策を講じてまいります。

国内において、近年大規模な自然災害が多発していることを念頭に置き、引き続き町民の皆さんが安心して安全に暮らせるよう計画的に施策を推し進めてまいります。

一方で、町の財政運営につきましては、実質単年度収支が平成27年度決算から5年連続でマイナスとなるなど、大変厳しい状況が続いておりますことから、まちづくりと財政健全化を両立させるための施策を講じてまいります。

いま一度、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、職員ともども知恵と工夫を出し合って大胆な発想の転換を図ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度の陸別町予算の総額につきましては、64億3,870万円で前年度当初予算と比較しますと0.04%、264万円の増額。一般会計では、49億4,542万円で1.04%減、5,182万円の減額となる予算を計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画等の動向を見極めながら、前年度の予算と比較して0.46%を増額した20億6,752万円を計上いたしました。

臨時財政対策債につきましては、令和2年度当初予算額と比較し80.99%を増額した1億1,710万円を計上いたしました。

また、一般会計におきましては、財政調整基金、減債基金、いきいき産業支援基金や公共施設等維持管理基金など6億7,291万円を取り崩し、地方債は7億7,210万円を借り入れて、収支のバランスを図ったところであります。

なお、一般会計、特別会計の前年度当初予算との比較につきましては、次に記載のとおりとなっております。

令和3年度につきましては、前年度に引き続き老朽化した公共施設等の改修や新型コロナウイルス感染症対策に係る必要な予算を計上しております。

続きまして、令和3年度当初予算案に計上いたしました主な事業の概要について、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、総務費関係であります。

町民の皆さんがより利用しやすい地域交通の確保のため、デマンド型乗り合いタクシー運行事業に取り組みます。事業者や関係機関との協議と十分な町民の皆さんへの周知を行った上で、令和3年度の途中からとはなりますが、開始したいと考えております。

これにより、これまで運行しているコミュニティーバス事業及び高齢者等交通費助成事業につきましては、廃止することとし、関係する事業に必要な予算を計上いたしまし

た。

次に、役場庁舎等の改修についてであります。

役場庁舎は建築後30年以上経過し、各設備の老朽化による改修時期を迎えています。一度に改修するには多額の費用が必要となりますことから、令和2年度からその優先度を勘案して計画的に実施していくこととしております。

令和3年度は、災害時に対策本部及び指定緊急避難場所となります役場庁舎及びタウンホールの非常用電源設備とタウンホールのエアコン設置、役場庁舎屋上防水改修、役場庁舎電話設備の取替えの実施及び役場庁舎換気自動制御等設備更新に関わる実施設計を行います。

全国の多くの皆様から御寄附をいただいておりますふるさと納税についてであります。今後も寄附者の善意に対する謝礼として、返礼品に用いる地元の産品などの充実を図り、ふるさと納税の促進を図ってまいります。また、御寄附の際に一旦御指定されました目的基金に積み立て、それぞれの目的に沿って大切に使用させていただきます。

次に、移住・交流対策についてであります。

新しい事業としまして、ワーケーションモニター事業に取り組むたいと考えております。首都圏を中心に、テレワークが普及していることに伴い、道外事業を対象としたモニター事業を実施し、参加者からいろいろな御意見を頂きながら、当町のワーケーション資源の魅力向上と発信、関係人口の創出につなげるものにしていきたいと考えております。

移住定住対策では、長期滞在型移住体験住宅3棟、新たな移住者の受け入れのために移住産業研修センター8戸を確保して、定住促進対策といたしましては、十勝東部森林管理署所有住宅4戸について、引き続き借り受けることといたしました。

平成29年度から陸別町の定住人口の確保対策として実施しております移住定住促進住宅建設等補助事業につきましても、継続して実施してまいります。

地方創生推進交付金事業につきましては、継続して北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携事業と北海道が事業主体となるUIJターン新規就業支援事業に取り組みます。また新たに、十勝総合振興局と十勝管内17市町村による連携事象となります「交通モードの利活用により地域の内外をつなぐ交流人口推進事業」に参画いたします。

次に、地域活性化の推進についてであります。

地域経済の活性化と雇用の創出を図るという難しい課題ではありますが、この課題を克服すべく引き続き専門員を配置し、新事業の研究や地域ブランドの開発を進めてまいります。

また、ミネラルウォーター「陸別百恋水」につきましては、令和3年度は新たに1万5,000本を製造し、引き続き陸別町のPR強化と町内外での販売強化を図ってまいります。

薬用植物研究事業につきましては、取り組みを始めてから7年が経過し、一定のデータが蓄積されてきており、調査研究を継続してまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

地域福祉計画について、成年後見制度利用促進基本計画と一体的となる策定に取り組んでまいります。

新たな事業としまして、生活困窮者自立相談支援事業に取り組んでまいります。また、高齢者や障害者の世帯等に対する冬期間の経済的負担を軽減することを目的として、対象となる世帯1世帯に1万円の商品券を支給する冬期生活支援事業に係る必要な予算を計上いたしました。

将来的に独居の高齢者や障害者等の支えとなる成年後見制度利用支援についても、引き続き推進してまいります。

これからの超高齢化社会、障害者と共生社会においては、社会福祉の向上がまちづくりの基本でありますので、よりきめ細やかなサービスを目指してまいります。

防犯灯のLED化につきましては、共栄第一、宇遠別の28基について設置してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

当町では、妊娠期から出産、育児、そしてお子さんが18歳になるまで切れ目のない支援を目指し、本年4月に子育て世代包括支援センターを設置いたします。

育児に関しましては、保育料の無償化、保育ママ制度、学童保育所、給食費無料化、子供の医療費の助成によって18歳までの医療費を無料にするなど、これらの制度につきましては引き続き行ってまいります。

平成9年に供用開始の陸別保育所は24年が経過しておりますが、令和3年度につきましては、1、2歳児の保育に対応するため、保育所の改修を行うために必要な経費を計上いたしました。

保健事業では、保健指導担当を初め、国保担当や診療所担当の連携によりまして、当町の特定健診の受診率が令和元年度は73.4%となりました。これは全道で2位、十勝では4年連続で1位という記録であります。

これからも町民の皆さんに御理解と御協力を頂きながら、引き続き各種検診等の受診率の向上、生活習慣病予防のみならず疾病の早期発見・早期治療につながるよう努め、あらゆる機会を利用して健康についての相談や指導を継続して行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症に関わるワクチンにつきましては、我が国を含め、世界各国で開発が進められており、国においては、ワクチンの円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から必要な体制の確保に取り組んでいくこととされており、当町においても、円滑な接種を実施するため、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な予算を計上いたしました。

次に、墓地整備についてであります。

陸別墓地の昭和49年に整備した1号地のうち、一部の擁壁が土砂による圧力や経年劣化により、近くのお墓に被害が及ぶ恐れが生じているため、その補修を行います。

廃棄物中間処理施設として稼働しております下勲祢別のストックヤードで使用しているトラックスケールであります。昭和61年に整備したものであり、老朽化のため、更新するための予算を計上いたしました。

平成14年に供用開始しました小利別地区専用水道の機器の更新についてであります。19年が経過しており、長寿命化及び防災・減災のため、計装設備の更新に必要な費用を計上いたしました。なお、この事業は令和2年度から実施しており、2年目となります。

次に、労働対策であります。

町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましては、就労環境の安定を図ることはもとより、全産業において労働力不足が深刻な課題となっていることから、事業所等における雇用を促進させるためにも、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業についてであります。

酪農畜産業は、競争力強化や労働環境の改善を目的とした経営の効率化を図るために、大規模化が進められてきました。同時に、十勝の最上流域に位置する陸別町として、豊かな自然環境と共生していく中で、循環型の酪農畜産経営を確立していくことが大変重要な課題となっています。

その手段の一つであるバイオガспラント建設事業につきましては、令和2年度に着手し、2年目であります。

また、生産性、収益性の向上を図るため、陸別町酪農畜産クラスター協議会へ継続して支援をいたします。

経営安定のための各種資金利子補給事業、新農業人育成事業などの農業施策及び優良家畜導入支援事業につきましては、引き続き必要な経費を計上いたしました。

道営事業は、負担金事業として行われますが、農業競争力強化基盤整備事業、第2上陸別地区道営畑地帯総合整備事業、トマム地区農地整備事業、中陸別地区農道整備特別対策事業に帯する必要な経費を計上いたしました。

農畜産物加工研修センター関係であります。

鹿肉を活用したしぐれ煮、ジャーキーを初め、低温殺菌牛乳の製造を継続するとともに、新たな地場産品の研究開発を進めてまいります。

次に、林業関係であります。

森林環境譲与税事業につきましては、新たに地域山林活性化推進事業を加え、民有林の森林作業道補修事業や林業担い手対策推進事業、民有林整備事業に対し助成を行います。植林意欲を促すことによって、山林の荒廃を防ぎ将来の豊かな森づくりへの布石になると考えております。

町有林管理事業につきましては、森林環境保全整備事業において、団地ごとに計画を持って植栽、下刈り、間伐、地ごしらえ等を実施するとともに、民有林の振興につきましては、民有林造林促進事業並びに未来につなぐ森づくり推進事業に引き続き必要な経費を計上いたしました。

森林の保全対策としまして、小規模治山事業を実施するために必要な予算を計上いたしました。

次に、商工業の振興についてであります。

中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給、利子補給事業及び小規模企業等振興事業につきましては、継続してまいります。

商工会が令和3年度も実施するプレミアム商品券発行事業につきましては、引き続き20%のプレミアム分を補助することとし、必要な経費を計上しました。

また、日産自動車購入助成事業につきましても継続してまいります。

観光の事業についてであります。

令和2年度に予定されていた第40回しばれフェスティバルは、コロナ禍の影響により、実行委員会等の苦渋の決断により、中止となりました。令和3年度は、改めて、節目の第40回として歴史あるイベントの開催に向け、所要の予算を計上いたしました。今後も町民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

また、オフロードレース大会や観光協会が主体となって実施されていますふるさと銀河線りくべつ鉄道まつりなど各種イベントにつきましては、継続して実施されますことを関係団体をお願いするところであります。

ふるさと銀河線りくべつ鉄道につきましては、商工会からの要望を踏まえ、旧分線駅付近の車両庫建設、駅構内の枕木交換などに必要な予算を計上いたしました。

次に、銀河の森の振興についてであります。

コテージ村管理事業につきましては、地道な広告やネット予約の導入並びに施設の良好な維持管理が評価されおりましたが、引き続き、委託を通して、適切な管理運営を行ってまいります。

天文台管理事業につきましては、各種イベントの企画や工夫により、これからも多くの方々に来ていただけるよう努力してまいります。

また、総合観測室を通して関係する名古屋大学、北海道大学、北見工業大学、国立環境研究所、国立極地研究所との社会連携事業により、出前事業などの活動を通して、これからも陸別町の子供たちが自然科学に触れ合う機会をつくってまいります。

消費者対策につきましては、月2回の消費生活相談窓口を開設し、相談業務を実施しているところであります。消費生活専門相談員には、相談業務のほか、広報紙による消費者問題の事例紹介など啓発を行っていただいております。これからも消費生活専門相談員と緊密に連携をとり、消費者問題に対応してまいります。

次に、道路網の整備についてであります。

十勝オホーツク自動車道は、小利別から陸別までの工事が行われておりますが、現時点でも開通時期は明らかになっておりません。陸別・小利別間の早期完成といまだに工事が凍結されている陸別・足寄間の凍結解除に向け、引き続き強く要望してまいります。

主要道道津別陸別線の線形改良工事等につきましては、なかなか進捗していない状況ではありますが、道に対して下陸別、中陸別地区の着工と本路線の早期完成に向けて、引き続き要請活動を行ってまいります。

町道整備についてであります。

町道新町7号通りの改良舗装、町道トマム川沿線の舗装、町道宮下本通り及び町道東1条仲通りの歩道改良工事などに係る経費を計上いたしました。

町道にかかる橋りょうにつきましては、共和橋の補修工事と下陸別橋の調査設計を実施いたします。また、橋りょう長寿命化計画に基づき、橋りょう点検に必要な経費を計上いたしました。

街路灯のLED化につきましては、東1条仲通りの街路灯12基について設置してまいります。

次に、河川管理についてであります。

当町が管理する普通河川一間川河道整備などに必要な経費を計上いたしました。

次に、住宅整備についてであります。

町営住宅改修事業につきましては、元町団地の住宅8戸の給湯器更新。町営住宅住宅用火災警報器158戸、292台の更新。第2新町団地外の構内灯のLED化工事を実施いたします。

町営住宅整備事業につきましては、新町交流館の建設、外構工事、新町団地Z・あ棟2棟8戸の解体、第一若葉団地の2棟12戸の屋根塗装工事、新町団地S・T棟の実設計業務を実施いたします。

消防関係につきましては、消防庁舎ボイラー室機器の改修であります。平成30年にボイラーを更新しており、令和3年度におきましては、配管、バルブなどの設備を改修するための必要な経費を計上いたしました。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、必要な経費を予算計上しております。

教員住宅につきましては、計画的に建替えを進めておりますが、昭和54年に建設した教員住宅1棟1戸の建替えに伴う解体及び建設、外溝工事に係る必要な経費を計上いたしました。

英語指導助手招へい事業につきましては、生きた英語を子供たちに伝えることや国際交流事業のさらなる充実を図るため、引き続き所要の経費を計上いたしました。

子育て支援の一環として、小学校、中学校の修学旅行費用の一部助成や陸別町奨学資金貸付、学校給食費子育て支援事業は、小学生及び中学生の給食補助につきまして

引き続き実施してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、北海道が財政運営の主体となって4年目となります。北海道全体の医療費は、今後伸びると予想されておりますが、安定的な財政運営を持続していくためには、それぞれの市町村において医療費を抑制する努力を継続していかねばなりません。

健康診断の受診率を高めることで、疾病の早期発見・早期治療につながり、結果として医療費の抑制が図られることとなりますので、特定健康診査等の事業について、引き続き所要の予算を計上いたしました。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛齋診療所の運営につきましては、町内唯一の医療機関として町民の皆さんの命を守るという大切な使命を帯びた施設でありますので、今後とも関係職員と対話を重ね、一体となって収支改善とともに安定した医療体制の確立維持に努めてまいります。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業につきましては、令和2年度に引き続きトマム地区の減圧弁室に水道メーターを設置して、系統ごとの配水流量の適切な管理を図ってまいります。

町道宮下本通りと町道新町7号通りの道路整備に伴う配水管新設、布設替え工事に必要な経費を計上いたしました。

下水道事業につきましては、平成9年度から供用を開始しており、水洗化率は令和元年度末で91.8%になっております。また、令和元年度に策定いたしました下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、下水道施設の長寿命化を図るため、陸別浄化センターの電気設備の更新に係る所要の予算を計上いたしました。

介護保険事業、後期高齢者医療関係につきましても、所要の予算を計上いたしました。

以上が、令和3年度の町政執行に臨む所信と主な施策並びに予算であります。

なお、令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び第1期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定について、今議会に提案させていただきますが、いずれの計画も中長期的な視点から施策の展開を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して、障がいのある方もより生き生きと暮らしていくために、今後、これらの計画の着実な取組が図られるよう努めてまいります。

また、第6期総合計画に基づき、ポストコロナを見据えながら、着実に歩みを進めてまいります。

また、国際情勢や国内情勢の変化にも柔軟に対応すべく、計画の細部につきましては必要に応じて見直しも行ってまいります。

これから先の人口減少や高齢化に加え、公共施設等の老朽化対策などの課題もありますが、安心・安全なまちづくりと持続可能なよりよいまちづくりに主眼を置き、町民の皆さんと一緒に第6期総合計画のテーマであります「人と自然が響きあう日本一寒い町りくべつ」の将来像を抱きながら努力していく所存であります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和3年度の町政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 次に、教育長から令和3年度教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和3年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の猛威により、新学期スタート早々、長期間にわたる臨時休業を余儀なくされ、学校関係者の皆様には多大な御負担をおかけいたしました。現在も、コロナ禍の影響は大きく、日々徹底した感染症対策を行いながら、教育活動に取り組んでおります。

令和3年度から小学校に加え、中学校においても新学習指導要領が全面実施となります。その前文には、「社会に開かれた教育課程」の実現のため、「社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介して、その目標を社会と共有していくこと」と記されています。

この理念を実現するため、「陸別の子は陸別で育てる」を主眼として、町ぐるみで育む活動につなげ、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子供たちの成長を共に担うとともに、新生活スタイルに沿った町民誰もが学びを生かす地域社会の充実、そして、本町の恵まれた豊かな自然、地域資源を生かした教育行政の推進に努めてまいります。

第1に、学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、社会で生きる力の育成、豊かな人間性と健やかな体の育成、学びをつなぐ学校づくりの実現、学びを支える家庭・地域との連携・協働を柱とし、本町の特性を生かした地域とともに学校づくりに取り組んでまいります。

社会で生きる力の育成であります。

学校全体で教育の質を向上させ、持続可能な社会の創り手となるよう取り組んでまいります。

全国学力・学習状況調査などの活用・分析、英語指導助手等による小中学校の英語力、コミュニケーション能力を高める取組、特別支援教育における組織的、継続的な支援の充実に努めてまいります。

現在、GIGAスクール構想として、学びの実現に必要な学校ICT環境の整備を進めており、児童生徒1人に1台のタブレットなどの情報通信端末機器が配備されることとなりましたので、デジタル教科書の一部導入など、ICTを効果的に活用した授業実

践の普及に努めてまいります。

また、保護者負担軽減のため、修学旅行費の一部助成と奨学資金の貸付について、継続して取り組んでまいります。

豊かな人間性と健やかな体の育成であります。

道徳科、ふるさと科、土曜授業や読書活動などを通じて、時代を担う心優しき社会のリーダーの育成に努め、ふるさとへの誇りや愛着、思いやりの心など豊かな教養に基づく、社会に貢献する力を育ててまいります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査との活用や分析により、小中連携による体力向上、健康教育の充実に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス、インフルエンザなどに対する予防、感染症対策及びフッ化物洗口の実施につきましては、家庭や地域と連携した健康的な生活習慣の確立と健康面に対する正しい知識など、周知徹底に努めるとともに、新しい生活様式の下で取組を推進してまいります。

次に、学びをつなぐ学校づくりの実現であります。

小中一貫教育の取組により、学力の定着、豊かな人間性と社会性の育成、9年間を見通した一貫性・継続性のある指導、ふるさと教育の充実など、目指す子供の姿を共有し、推進してまいります。

中学校から小学校への乗り入れ授業につきましては、外国語科、体育科、音楽科などの指導者に高度な知識、技能が求められる教科について、有効な方策として考えられますので、取組の充実に向けて進めてまいります。

また、保育所園児が、小学校入学へとスムーズにつながるよう、交流や参観を実施して、小学校と保育所の連携の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくりにつきましては、教職員の服務規律の保持徹底、飲酒運転や体罰、わいせつ行為の根絶など不祥事の未然防止について、毎月定例で開催しています校長教頭会議において、指導の徹底に努めてまいります。

信頼される教員になるために、学校長の経営方針に基づき、学びを止めないという創意工夫ある取組へつなげ、個々の授業力の向上を図るとともに、校内、関係機関等における研究活動の充実、研修講座等への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、日々研さんして取り組んでまいります。

教職員の長時間労働を改善するため、学校における働き方改革陸別町推進プランに基づき、学校閉庁日や部活動休養日の取組など、施策の効果検証とその改善を図りながら、着実に進めてまいります。

学びを支える家庭・地域との連携協働であります。

子供たちが様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながらたくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携する必要があります。

昨今では、いじめやネットトラブル、不登校など、様々な課題がありますが、その解

決を図っていくためには、学校・家庭・地域・行政との連携を深め、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、子供たちが発するサインを見逃さないためのきめ細やかな対応が重要であります。家庭学習の習慣化とSNS、テレビゲームなどに依存しない、望ましい生活習慣の定着に取り組んでまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、日頃から登下校時における児童生徒に対する指導を初めとして、春・冬の通学路の点検や交通安全教室、避難訓練などを開催して、関係機関と連携した推進体制の構築及び指導の徹底を図ってまいります。

また、小学校においては、子供たちを地域の大人の目で見守る校区支援ネットワークの取組に対して、市街地の全自治体から御賛同を頂き、情報の共有化と安全確保に努め、登下校時の街頭指導に御協力をいただいております。

第2に社会教育の推進であります。

戦後の民主主義教育を目指す大人の学びとしてスタートした日本の社会教育の目的は、地域課題の解決であり、地域と結びついた学習活動の支援とされています。町民がこの地でしか得られない楽しみや体験などを重視した生涯学習に力を注ぐとともに、子供たちから大人まで楽しむことができる場所、活躍できる場所づくりを推進してまいります。

令和3年度から第9期陸別町社会教育計画がスタートします。生涯学習活動の充実につきましては、町民の自主的な学習活動を支援するとともに、各種講座、ジュニアリーダー養成、高齢者教育としての「りくべつことぶき大学」など、参加者の意向を踏まえ、町民が求めている学習メニューの実施のために、関係機関・関係各課等と連携して、ニーズの把握に努め、ホームページや町広報紙、社会教育ニュース「プラザ」などを通じて、生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の拡充を図ってまいります。

公民館では、図書館司書を配置し、図書室資料の整備や充実に努め、学校図書室の共有を進め、子供たちが自主的に読書活動を行うことができるよう環境整備を図ってまいります。

また、町民文化活動の拠点として重要な役割を果たす公民館、タウンホールは、老朽化が進んでおりますので、設備改修の検討を進めてまいります。

中学生等海外研修派遣事業、冒険・体感inとうきょう派遣事業につきましては、この体験を通して生きる力が身につく、子供たちの成長に大きく寄与している本町ならではの研修事業でありますので、事業の効果検証とその改善を図りながら今後も継続してまいります。

学童保育所につきましては、今後も小学校や保育所と連携しながら、内容の充実に努めてまいります。

文化の振興につきましては、芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いをもたらす、活力ある地域づくりの基礎となります。

本町では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動が行われております。人口減少や

高齢化などにより、活動の縮小や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、質の高い芸術文化の提供を目的としたふるさと劇場やあかえぞ文藝社による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による活発な文化活動が進められるよう支援してまいります。

文化財の保護と活用につきましては、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。国指定史跡ユクエピラチャシ跡、町指定文化財や郷土資料など恵まれた環境にありますので、移動研修や町民見学会、ふるさと科授業などに取り組み、今後も活用を図ってまいります。

関寛斎の顕彰活動につきましては、関寛斎資料館などを核として、関寛翁顕彰会による研究や交流が行われており、この先人が残したすばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が活発に行われていますので、引き続き支援をしてまいります。

令和3年度は、第6回寛斎セミナーを帯広市で開催し、普及・交流に取り組むため、所要の予算を計上いたしました。

第3に、スポーツの振興であります。

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流や地域連帯を深めるため、地域活性化に重要役割を果たしています。

健康・体力づくりに対する関心が高まる中、町民のニーズは多様化傾向にあり、生涯にわたって誰もが、いつでもスポーツに親しむことができるよう求められています。現在は、ミニバレー、カローリング、フロアーリングなどの軽スポーツを中心に町民の交流が行われています。

しかしながら、人口減少の影響により、スポーツ人口も減少がみられ、さらにはスポーツ施設の老朽化が進んでおり、その対策が急務となっております。

スポーツ推進員や体育連盟、スポーツ少年団、保健福祉センターとの連携を図りながら、より多くの町民がスポーツを通じて、スポーツや健康づくりに親しめるように、スポーツを楽しむ機会や良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ団体への支援を初め、陸別町教育施設長寿命化計画に基づき、喫緊の課題でありますスポーツ施設などの計画的な整備、維持管理を推進してまいります。

老朽化の著しい町民水泳プールの改築に向けた調査のため、所要の予算を計上いたしました。

地域交流、振興が目的の一つであり、地域の世代間交流に大きく貢献している町民スポーツレク大会や、スポーツの集いなどの自治会対抗スポーツも内容を見直しながら継続してまいります。

特に、町民スポーツレク大会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や各自治会の参加協力など、今後の継続開催に向けて課題の整理に取り組んでまいります。

スポーツ振興基金運用事業につきましては、積立金を充当し、スポーツ少年団及びスポーツ団体などの活動における全国、全道大会出場者及び各種審判、指導者講習会などの助成を継続してまいります。

第4に、給食・食育であります。

食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、栄養摂取の偏りや朝食欠食などの食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保や食糧自給率向上、食品ロス削減等の食に関わる課題が見られ、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育を推進することは重要であります。

子供たちには、授業や収穫体験などを通し、食に関する知識や興味を深めるとともに、食の大切さや感謝の気持ちが育つよう取り組んでまいります。

給食の時間における指導は、給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを習得させてまいります。

給食センターでは、衛生面に関して、学校給食衛生管理基準で厳しく管理しており、食物アレルギーを持つ子供たちへの対応の徹底や安全で安心できる給食の提供に取り組んでまいります。

保護者や地域との連携につきましては、主に給食だよりを通じて給食及び食事についての情報提供を行い、理解と協力が得られるよう努めるとともに、年1回ではありますが、引き続き給食の試食会を実施してまいります。

これからも学びを止めない教育活動に専念するため、ICTの効果的な活用やコロナ禍における新しい時代の教育活動を見据え、学校・家庭・地域や各関係機関と連携を深め、職員一丸となって現状に立ち止まらない積極的な教育行政を推進し、町民の付託に応えるよう努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 以上で、令和3年度町政執行方針並びに教育行政執行方針を終わります。

なお、本執行方針に係る一般質問の追加は、本日午後5時までに提出してください。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時49分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員